

史料紹介

三井大坂両替店記録における

天明の大坂および江戸打ちこわし関係史料について

岩 田 浩 太 郎

はじめに

本稿は、三井大坂両替店が作成し、現在、財団法人三井文庫に保管されている「日記録」「永録」「後鑑」「聞書」の諸記録の中から、天明三年（一七八三）一月の大坂打ちこわし・天明七年（一七八七）五月の大坂打ちこわし・同年同月の大坂両替店の施行・同年同月の江戸打ちこわしに関する史料を紹介するものである。

大坂両替店は三井家の両替店一巻に所属し、両替店一巻を統轄した京両替店や江戸両替店と密接に連絡を取り合い、三都の営業状況・政治社会状況・風聞などの情報を交換し入手していた。そのために、大坂両替店の諸記録には大坂周辺に

とどまらず、京都・江戸の情報、更には各店が入手した全国各地の重要な情報が随時記録されている。

大坂両替店では、入手した情報はその情報の性格に応じて、日毎の営業上の事件を書き留めた「日記録」を中心に、抱屋敷に関する諸文書を書き留めた「永録」、町触等を書き留めた「御触帳」、特に重大な事件の風聞・聞書を記録した「聞書（帳）」、その他諸種の文書を書き留めた「後鑑」などに記録されたことが確認される。天明期の都市打ちこわしに関する情報についても、その事の重大性から各店は相互に刻々と報告しあった。「日記録」「永録」「聞書」「後鑑」などの記載内容から、三井両替店一巻の把握した情報の内容やレベルがあきらかとなる。

1-4の各紹介文のなかで述べるように、大坂両替店諸記録における天明の大坂・江戸打ちこわしの関係史料は、従来紹介されず、また一部を除き、これまでほとんど研究上活用されてこなかった。新事実を含む貴重なもので、以下において紹介したい。

1 天明三年二月大坂打ちこわし関係史料について

天明三年二月一日に、大坂で打ちこわし起きた。大坂両替店の天明三年「日記録」(本四三三)の同日の条には「一、今日八ツ時頃玉水町加嶋屋久右衛門居宅相潰シ候 但委細後鑑ニ記有之候事」とあり、この事件の記録が専ら「後鑑」においてなされたことが知られる。史料1に「後鑑」(本三三八)に書き留められている関係史料を掲げた。二月二日及び一三日に大坂両替店から京両替店・江戸両替店に宛てた事件の報告である。いずれも「聞(聴)書」と題されたもので、大坂市中の風聞をもとに大坂両替店がまとめたものである。二月二日付の報告では、まず前日に起きた玉水町の米商加嶋屋久右衛門居宅打ちこわしの背景(米価高騰、綿不作↓玉造辺の家業不振)・打ちこわしにいたる過程(橋々門々への張札による打ちこわしの予告、加嶋屋門前での童男の集合↓飛礮↓群衆状況の形成↓打ちこわし)・打ちこわし勢と防ぎ方との争闘と鎮静化(打ちこわし勢による加嶋久側の中仕・

垣外番人・手代の撃退、町内からの通報による役人の駆け付け・鎮静化)といった事件の流れが書かれている。そして、大坂両替店の者による二日朝の加嶋屋の被害状況に関する実地見分の報告が添えられている。この事件の関係史料として既によく知られている摂陽奇観の記事でも、打ちこわしの群衆状況形成に子供が役割を果たしたことなどは述べられており、この大坂両替店記録と符合する。

この報告で最も注目されるのは後段の部分である。加嶋屋久右衛門と共に、堂嶋新地一丁目の松安庄右衛門居宅が打ちこわしの対象とされた(結局、警備が嚴重になされたため未然に終わった)が、その理由は加嶋屋のように米穀を買占めたとされたからではなく、松安が「搗米屋株取メ」を許され、搗米屋らより「株料取立」を行っていることに対する「恨ミ」にあるとする風聞の存在を報告していることである。従来、摂陽奇観の記事(2)により、松安も加嶋屋と同様に米買占めをしていたため打ちこわしの対象とされたとする説が有力となっているが、この報告では「米買メ之説者無之候」とはっきり米買占め説を否定しており、注目される。松安庄右衛門はよく知られるように、安永三年(一七七四)に三郷および町続在領の搗米屋駄売屋株の差配を願ひ出て、許された人物である。出願の内容は、それまで株仲間ではなかった搗米屋・駄売屋の取締りを行うために株の設定と差配を行い、

「為差配料、老株ニ付初年金百正上納致し、月々一株より米壹升五合取集、其内より銀百枚宛冥加銀相納」めるとするものであった。松安は以前より、御城米の払い下げを差配する御私下御用達(御城米御用達)を務めており、また堂嶋米仲買株のうち八三株を幕府より拝借しその貸付の差配を行っていた人物でもあった。⁽⁴⁾したがって、当時、御城米払い下げ流通ルート(諸御蔵↓堂嶋米仲買↓搦米屋・駄売屋)を掌握し、株差配を通じて搦米屋・駄売屋および堂嶋米仲買に対して多大な発言力を有した人物であったといえる。この報告では搦米屋らからの「株料取立」が松安に対する打ちこわしの意趣であったとされているが、具体的には新規の株料徴収による米小売価格の高騰化ないし搦米屋らの株仲間化による小売独占化の弊害などがその理由として推測されよう。松安が打ちこわしの目標とされた理由として搦米屋駄売屋株差配などの松安の立場が関係あるのではないかとする推測は岡本良一氏以来行われてきたが、そのことを具体的に関連づける史料は提示されてこなかったといえる。その意味で本史料は、当時、松安の米穀流通機構上の地位と運営のあり方がまさに問題とされていたことを史料的に裏付ける報告として貴重であるといえる。

二月一三日の報告では、一日以後なお続いた大坂の緊迫した動静を伝えている。加嶋屋・松安の両名に対しては、以後

普請を行ったら「いつく迄も潰シニ可參」などとする張札が所々に張られ、打ちこわしが一回性のものではないとする主張がなされている点が注目される。大造りな家普請を以後も許さないという形での制裁の意図がそこに窺われる。

この報告で更に注目されるのは、加嶋屋・松安のほかに、「重立候米掛り之商人」や両替屋・錢屋、苦久も打ちこわしの目標とされたことが判明する点である。苦屋久兵衛は大坂への城米の回漕を請け負う廻船方御用達を務めるなど、米穀輸送に深く関与しており、そのあり方が問題とされたのであろう。

また、当時、大坂の錢相場は低落を続けており、米価高騰とあいまって、錢を主貨とする都市下層民衆の購買力に大きな打撃を与えていた。錢相場の低落が明和五年(一七六八)の真鍮四文錢発行を画期として始まったことに象徴されるように、その背景には銀相場の引き上げをはかる一連の幕府貨幣政策があった。この真鍮四文錢の大増鑄について、中井信彦氏は「そのねらいが金銀に対する錢の価値の相対的な低下にあったのは明らかであって、それは、領主と利貸・問屋商人の利益を、民衆の犠牲の上に計ろうとする階級的性格を露骨に示すものであった」と意義づけている。⁽⁵⁾両替屋・錢屋が打ちこわしの目標として設定された背景として、こうした田沼期の幕府貨幣政策とそれに対する憤懣が存在していたこと

を指摘できよう。天明三年大坂打ちこわしの意義を、米価高騰と同時に銭相場低落に対するものとして位置づけていく必要がある。本史料は、この点を具体的に裏付ける貴重な報告であるといえよう。

2 天明七年五月大坂打ちこわし関係史料について

天明七年（一七八七）五月に起きた大坂打ちこわしに関する情報を、大坂両替店は同年の「日記録」に記録する一方、その五月一二日の項で「其外委敷儀者聞書帳ニ留置」としているように、「聞書」で詳細な記録をしている。史料2に自宝曆十年至文化四年「聞書」（本一四四）に書き留められている関係史料を掲げた。また、史料3は天明七年「日記録」（本四六）の五月一日から六月一日までの一ヶ月間の日々の記事の中から大坂・江戸打ちこわしおよび施行関係記録を抜粋したものである。天明七年「日記録」の最初の頁には「今未年⁶改日之金錢米相庭并為替之景氣等此帳面へ相記、其外御屋敷方御動向音物等何角共此帳面へ不洩様委敷相記シ、万端此帳面ニ而事相分り候様可相記候事」と書かれており、天明七年から「日記録」の記載様式が改められたことがわかる。「大阪金銀米銭并為替日々相場表」（三井家編纂室、一九一六年）の金・銀・米・為替相場データが天明七年から存在するのも、この「日記録」における記載の充実化によるもの

であるが、そのために、以下述べるように、大坂両替店をとりまく当時の社会経済状況の具体相を知るうえで格好の記録となっている。

史料2は五月一二日に大坂両替店から京西替店・江戸両替店宛に出した報告、五月一二日の聞書・一三日の聞書、京・江戸などの動静や大坂での施行についての書留（記載日は不明、同年六月・七月・一〇月の記事も含まれている）、からなる。史料3は史料2とほぼ同じ情報を日毎に列挙したものである。従来、同事件の関係史料としてよく活用されてきた尾濃葉栗見聞集・菊屋町文書・米商記録・八木浮鑑録・至享文記・垂裕明鑑抄・御仕置例類集・翁草などに比して、史料2・3は打ちこわしの展開過程や全体像を把握する上で貴重な諸事実が含まれているといえるものである。が、一部の利用を除いては十分に活用されてこなかった。⁽⁷⁾注目される諸点を以下に指摘しておきたい。

まず、天明七年大坂打ちこわしの展開過程についてである。『大阪市史』第二（大阪市、一九一一年）をはじめ、最近の『大阪府史』第六巻・近世編IIや『新修大阪市史』第四巻・近世IIでも五月一日夜の天満伊勢町茶屋吉右衛門宅打ちこわしを発端としているが、そうではなく、騒動は町続在領から引き起こされ、三郷内の周縁地域における騒動の生起を経て、大坂三郷全体に広く展開していくという過程をとったこ

とがあきらかになることである。

すなわち、五月一〇日夜に木津・難波の者により木津村の米屋が打ちこわされた⁸⁾。翌一日夜に天満伊勢町(天神真門橋西詰北へ入)の米質商売・造酒屋茶屋吉右衛門が「米買置此節米高直二付、過分利徳」を得たとする理由で打ちこわされた。この夜、天明三年の打ちこわしと同様に天満舟大工町の御城米御用達松安庄右衛門が打ちこわしの目標となったが、与力同心衆の警固で難を免れたとある。また、同夜中に安治川辺の搦米屋六、七軒が打ちこわされたことが判明する。更に注目すべきは、同日に「玉造町々一統」が米価高騰による困窮の原因は米買占めをしている者が多数いるからであると役所へ訴え、その吟味を願って出たことがわかる。訴願の時間はあきらかではないが、玉造町々の訴願行動の方が同夜の茶屋吉右衛門ほかに対する打ちこわしに先行して実施されていた可能性が高いとみてよいだろう(玉造町々は翌一二日にも御救い訴願を実施したとあるが、その際に「銘々家屋敷」を差し上げることが交換条件に御救いの実施を要求した家持層がいたことは興味深い)。以上が史料2・3からあきらかとなる一〇〜一日の動向である。天明七年大坂打ちこわしが一〇日夜の木津・難波などの町統在領での騒動を発端にしていること⁹⁾、一日から始まる大坂三郷における打ちこわしの展開においては、まず天満伊勢町や玉造町々・安治川

新地といった三郷内のそれぞれ北辺・東辺・西辺の周縁地域(在領隣接地域)における訴願や打ちこわしの動向が展開し、一二日の三郷全域における打ちこわしの展開の前提となったこと、が注目される。木津・難波は三郷の南に隣接する周辺地域であり、それを加味するならば、一〇〜一日の段階で三郷をとりまく四方の周辺・周縁地域から騒動が生じていったことが指摘できるのである(玉造町々は天明三年の際にも米価高騰と綿不作による家業不振の二重打撃をうけ、騒擾状況を形成した地域として注目されていたが(史料1)、天明七年も同様の役割を果たした地域として注目される)。

次に、大坂打ちこわしの目標・対象についてである。第1表は史料2・3をベースに、既知の史料で補足しながら、打ちこわしの事実がその日時を含めて史料的に確認できた事例(警護を固めたため打ちこわしを免れた事例を含む)を一覧にしたものである。第1図は、第1表の事例の地理的な位置の大体の概略をつかむために作成した関係図である。一二日朝からの打ちこわしでは、上町・北船場・南船場・島之内・天満・堂嶋新地・堀江新地・道頓堀西半沿岸で打ちこわしが起きていることが確認できる。従来必ずしも論証されていなかったが、ほぼ大坂三郷全域に打ちこわしが展開したことが指摘できるといえる¹⁰⁾。

第1表の営業種類の欄を検討すると、まず米穀関係の商人

第1表 天明7年5月大坂打ちこわしの対象（日時が確認されるもの）

日 時	場 所	営業種類	名前及び軒数	打毀し の有無	出 所	仮 番
10日夜	木津村	米屋	五兵衛	○	I II III	1
11日夜	天満伊勢町	酒質商売	茶屋吉右衛門	○	I II III	2
〃 夜	天満舟大工町	御城米御用達	松安庄右衛門	×	I II	3
〃 夜	安治川辺	搗米屋	6～7軒	○	I II	4
	高麗橋一丁目		川田屋仁兵衛	○	III	5
12日朝	西横堀淡路町角	米商売	伊勢屋宗助	○	I II III	6
〃 朝	呉服橋東へ入	搗米屋	ふしや七兵衛	○	I II	7
〃 朝	四軒町	両替	平野屋仁兵衛	○	I II	8
〃 朝	塩町三休橋東へ入	古手商売	小橋屋喜兵衛	○	I II III	} 9
〃 朝	〃	〃	小橋屋本家	○	I II III	
〃 朝	〃	〃	小橋屋別家2軒	○	I II III	
〃 朝	御堂筋角	呉服	小橋屋呉服店	×*	I II VI	10
〃 朝	内平野町	両替	米屋平右衛門	×	I II	11
〃	堂島中三丁目		播磨屋仁兵衛	×	I II	12
〃	幸橋筋北へ入	木菓屋	土佐屋新七	○	I II	13
〃	戎町	米問屋	食次郎左衛門店	○	I II	14
〃	大黒町	〃	三田屋太右衛門	○	I II	15
〃	瓶橋西へ入	〃	志布志屋弥三郎	○	I II	16
〃	道頓堀大和橋		伊勢屋利八	○	III	17
〃 昼	菊屋町	搗米商売	中道屋六兵衛	○	IV	} 18
〃 昼	〃	〃	小郡屋六兵衛	○	IV	
〃	天満一丁目		姫路屋藤兵衛	○	V	

出所) I 自宝暦十年至文化四年「聞書」(三井文庫所蔵史料 本144)

II 天明七年「日記録」(三井文庫所蔵史料 本46)

III 尾濃葉栗見聞集

IV 菊屋町文書

V 御仕置例類集

VI 見聞録

注) *御堂筋角(御堂前)の小橋屋呉服店は、I IIでは警護を固めていたので打ちこわしを免れたとしている。しかし、VIでは打ちこわされたことある。



第1図 天明7年5月大坂打ちこわし関係図

- 注) 1. 図中の番号は、第1表の仮番号と対応する。
 2. 本図は、『日本の近世』第9巻（中央公論社、1992年）364ページの図を利用して作成した。

が多いことが指摘できる。仮番号14・16については「米買持居候」＝米買占めをおこなっていたことが打ちこわしの理由とされたことが確認できる。8・9・10・11・13のように米穀関係以外の商人も打ちこわしの目標とされたが、このうち十人両替の平野屋仁兵衛については、「別家手代平野屋嘉右衛門」が「浜方引請両替」を行い米穀売買金融に関与していたため、打ちこわしの目標とされたことがわかる。また、小橋屋は「米買~~ズ~~致シ利徳得候」という理由で目標とされた。土佐屋も「兵庫ニ米買持居候」の理由で打ちこわされた。いずれも米穀売買への関与のあり方が問題とされたことがわかる。

勿論、第1表に掲載された者は打ちこわし被害者のごく一部にすぎない。表のうち、菊屋町文書・御仕置例類集から確認できた18・19を除いた他の事例は、その打ちこわしが当時大坂で評判をよんだために特に諸記録に記録されたのだと考えられよう。表に掲載された者のほかに、どれだけの町屋が打ちこわされたのか、正確な数字は史料的にあきらかにしない。史料2では「其外所々米屋之内打ちこわし候所も在之候由ニ御座候得共、委細者相知かたく候」とあり、また史料4に掲げた「永録」では「翌十二日者諸方米屋其外数十ヶ所打崩し」としており、大坂両替店においても正確な被害軒数を把握できていない。米商記録では「大坂米屋又は米商、豪家

所々数十軒」とあり⁽¹¹⁾、尾濃葉栗見聞集では「大坂中米屋分百八十軒」が打ちこわされた⁽¹²⁾と記録されている。

史料2・3は更に、大坂打ちこわしの行動様式についても記述している。まず第1表の者たちに対する打ちこわしの具体相があきらかとなる記述としては、「家作諸道具共不残打潰し候」(仮番号1)・「店格子打こわし、金銀諸道具并土蔵之内米俵など堀川へ投げ込み」(2)・「家内諸道具打こわし、川へ投込候」(4)・「両家諸道具打こわし、帳面など横堀川へ投込申候」(6・7)・「店諸道具打こわし、金銀大道へ蒔ちらし帳面等引裂ギ申候」(8)・「何れも家内諸道具打潰シ、古手物餘多引裂大ニ破却いたし候」(9)がある。家屋の破壊・諸道具の破壊が打ちこわしの内容として一般的にみられる。また、金銀・諸道具・米俵・帳面などを川に投げ込む行為や帳面・商品(古手物)を引き裂く行為が行われていることが注目される。第1図と対応させながら個々の記述に注目していくと、堀・川に近接する地域の打ちこわし(2・4・6・7)ではいずれも堀・川への米などの投棄の行為が確認でき、当該地域における打ちこわしの行動様式として一般性をもつものとして指摘できるのではないかと考える。同年同月の江戸打ちこわしでも、米や商品(木綿など)を堀・川や井戸に投げ込む行為や店の諸道具・帳面を破却する行為はひろく行われた⁽¹³⁾。この行為の意味は、不当に貯えた財貨・商品

を破棄することでその商家に社会的制裁を加えることにあつたといえるだろう。店の諸道具・商品・帳面の破却の行為も、不正な営業の否定¹¹制裁の意義をもつていたと考えられる。

五月一二日の昼以降は米屋（特に搗米屋）に対する押買の行動が一般的に展開した。史料²によれば「今昼前迄者前書之通所々打潰シ申候而巳ニ御座候処、昼頃も都而米屋之分へ大勢罷越、五十銭百銭を出し米五六升或壹二斗も押買いたし」と、一二日昼までは打ちこわしを中心であったのが、以後は米屋に対する押買の行動が展開するようになったことがあきらかとなる。この一二日昼を境として打ちこわし↓押買と展開した民衆の行動のあり方は、米商記録の「今日五ツ時方西横堀方塩町辺方々と崩し歩行大騒動、昼後より米屋々々へ百文ニ弍升、三升ツ、押売を乞」とする記述とも符合し、裏付けが得られる。一二日は朝から打ちこわしが行われ、西横堀から塩町辺へ展開したとする記述は第1表とも符合する。また、表の多くが一二日昼までの事例であることも、昼からは打ちこわしから押買へと民衆の行動様式の主流が移行したことの結果であったとみることもできよう。

押買の実態については「米屋ニ而百銭ニ弍升三升宛理不尽ニ買取、売不申時者打こほち可申なと罵り」（史料³）、五月一二日の項、以下5/12と略す」と記録されている。押買の展開に対して出された町触では「米屋共店へ罷越、時之相場

ニも不引当纒之償にて買請可申旨、理不盡之儀を申、米不売渡候へハ狼藉ニおよび候趣ニ相聞得、押買之仕方不届」（五月一二日申上刻）、「昨日搗米屋方江多人数押寄、少分之価を以押而米買取、不承知之者ハ多分家宅打損、不届之至ニ候」（一二日夜戌上刻）とその内容を書き記し、禁止している。¹⁴

これらから、押買とは、打ちこわしの強制力により米屋に対して米の安売りを強要する行動様式であったことがあきらかとなる。¹⁵また、押買の主な対象が搗米屋であったこともあきらかとなる。搗米屋に対して打ちこわしをするぞと罵ることが押買を実現するうえで効果をあげたのは、一二日昼までの打ちこわしの展開が三郷の搗米屋に知れ渡っていたからである。その意味では、第1表をはじめとする一二日昼までの打ちこわしは、三郷の各地域で押買を成功させるための威嚇として位置づいていったと考えられる。また、一二日昼までの打ちこわしは「米買メなどいたし候段申触し徒党いたし候而所々目立候分を打潰シ申候趣ニ相聞得申候」（史料²）と書かれたように、米価暴騰の原因を作った元凶として特に「目立」つた者に対して象徴的な意味づけを帯びておこなわれたものであったと考えられよう。

打ちこわし↓押買（↓拒否すれば打ちこわし）という民衆の行動様式の展開過程は、江戸打ちこわしでも同様にみられた。江戸ではその前提に、春米屋に対する相対↓喧嘩口論の

展開があった。春米屋と買手の対立点は、小売価格の高騰化・販売量の固定化・掛売りの停止↓現金売り⇨即時払いへの限定という、販売のあり方全般（価格・販売量・支払い方法）に関わる諸点であったことが確認される。¹⁶⁾大坂でも掛売りの停止↓現銀売り⇨即時払いへの限定をはじめ搗米屋と買手の売買のあり方をめぐる対立が顕在化し、相對↓喧嘩口論が展開していたことが指摘できる。すなわち、「右驥立候意趣者、米穀高直ニ付米屋共申合、当五月節前売掛銀請取候上、当節句後方一切売掛不致、現銀ならてハ売不申段申固メ之由、身軽者ハ自元現銀買相成かたく候故、当節前ニも米屋へ者第一ニ払をいたし、此末掛売いたし呉候様ニと出精いたし候処、右之通米や申固候ニ付、大ニ恨を合候由」（史料2）とする記述が注目される（同主旨の記録は史料4にも見られる）。通常は掛売りをおこなっていた大坂三郷の搗米屋が、仲間で申し合わせて、天明七年五月の節句以降掛売りを停止し、現銀売りのみとしたことがあきらかである。この搗米屋仲間の小売方法の変更は、日頃掛売りを頼みとしながら家計のやりくりをしていた「身軽者」⇨下層民衆にとっては打撃となった。彼らが搗米屋への支払いを第一にして今後も掛売りがなされることを願ったにもかかわらず、搗米屋がそれを無視し、現銀売りにふみきったことが騒擾形成の理由だというのである。「身軽者」にとって米価高騰期には掛売りはな

第2表 菊屋町中道屋六兵衛
打ちこわし被害一覧

品名	数量
損道具	
仏壇小道具共	9枚
障子	
鴨居	
米桶	14
表1間半上ヶ店	
帳簿筭	1
押込	
戸棚	1
千石通シ	1
店襖	2枚
紛失もの	
銀	200匁程
白米	4斗程

出所) 未五月十二日「菊屋町中道屋六兵衛居室損道具書」(大阪府立中之島図書館所蔵、菊屋町文書)

おさら希求されていたといえよう。

一、二日昼までの打ちこわし被害者の中には搗米屋も含まれている。先に引用した打ちこわしの具体相の中の仮番号4・7の記述が搗米屋に対する打ちこわしの事例であり、諸道具や帳面の破却や川への投棄が蜂起民衆によってなされたことが確認される。一、二日昼九ツ時に打ちこわされた菊屋町の搗米屋中道屋六兵衛は、第2表のように米桶・帳簿筭・千石通しをはじめとした「店廻り商売諸道具」を打ちこわされ「商売難相成」という状況に追い込まれていることが確認される。節季を勘定の時期とした掛売りを当然としていた民衆の日常慣行を無視して、人々を飢渴に追い込んだ搗米屋仲間の中で特に「目立」った者に対する打ちこわしが、諸道具・帳面の破却によるその営業の否定⇨制裁を内容としたものであったことがあきらかとなる。

搦米屋仲間が現銀売りに踏み切った背景には、貨幣相場の変動がある(また、後述するように大坂市中の融通銀高減少にともなう金融閉塞の進展がある)。1で述べた田沼期の幕府貨幣政策の影響により、銀相場の高騰・銭相場の下落が進行し、打ちこわしの起きた天明七年五月一日には銭一貫文に付き銀八匁八分八厘にまで銭相場は下落した(史料

3)。同年五月節句前(二日・四日)の銭相場は八匁九分台を推移しており、同年正月の初相場が九匁五分五厘八厘であったのと比較してあきらかなように、天明七年に入って銭下落は一層進展したといえる。この動向は、銭を日常購買における主貨としていた民衆にとっては購買力の減退と生計圧迫の進展に結果し、また米価騰貴の影響を流通過程(米卸相場⇨銀値段⇨米小売値段⇨銭値段)において倍加するものとなった¹⁷⁾。疲弊した民衆の搦米屋に対する米の代銭支払いについては、先述したように「米屋へ者第一二払」をするという努力がなされたが、節句時に完済できず滞納となった人々も多く出たのであろう。そのために、搦米屋仲間が代銭回収の遅延が見込まれる掛売りを避け、現銀売り⇨即時払いに限る商売に切り替えたのだと考えられる。銀高・銭安⇨米価高騰の影響の拡大⇨民衆の疲弊⇨代銭支払いの遅延⇨搦米屋仲間による掛売り停止⇨現銀売りへの切り替え、という一連の過程は、民衆の零細な生計を破綻に追い込む過程そのものであ

ったといえよう。このように、天明七年大坂打ちこわしの経済的背景として、米価高騰とともに、大坂銀相場引き上げを企図した幕府貨幣政策の矛盾とその影響を指摘することが極めて重要であるといえる。

近隣の堺では一二日夜に米穀関係の商人三〇軒の打ちこわし¹⁸⁾が起きた。五月三日の朝からは、押買の行動が天王寺村・木津村・難波村・平野辺の町続在領へも波及した(史料2・3)。大坂三郷では押買を恐れた「搦米屋一統」が米売りに切れの張札を出し休店したために、「尼崎其外近在」へ米麦を買いに行く動向がみられたことが確認される。町続在領が発端となって大坂三郷へ導入された騒動が三郷を席捲した後、再び町続在領および堺・尼崎など近在都市・市場へ伝播・波及していったプロセスがあきらかとなる。

京都の動静に関しては、京都町人近江屋(南宮)忠蔵による大規模な米穀買占めや米屋の買占めがおこなわれ、それら¹⁹⁾の者に対して打ちこわしをおこなうとする沙汰が出回ったこと、しかし、「儀勢」のみで実行されず、民衆の行動は禁裏築地への百度参りへと転回していったこと、が書き留められている(史料2)。

町触の布達や町奉行所の捕縛活動の展開、町々における番人の設置により、大坂三郷では一二日には騒動はほぼ鎮静化に向かい、困窮者に対する町々の施行の実施へと局面は展開

していった（施行記録については、3で紹介する）。一二日の堂鳴の米相場立会いは一時行われたが、打ちこわし↓押買の高揚により「即時二潰」れ、翌二三日も米相場立会いは開催できなかつた。また、騒動により、道頓堀芝居や「所々芝居」、手品や曲芸を演じた放下師の類も「一統相休」む事態に追い込まれたことが知られる。更に、苦屋久兵衛が自己所有の廻船七艘・小家一〇ヶ所を担保として大坂両替店に借銀を願ひ出した記事（史料3、5/15）にあるように、「此節市中騒動（ウツ）彼是之時節二而一向銀子出方無御座」と市中の金融閉塞が深刻化していったことがあきらかとなる。これに対して大坂両替店も「何分銀子逼迫」を理由に断わっている。苦屋は騒動以前から「川渡御手伝御用ニ付諸銀主中何れも少々宛御仕送り有之趣并銭伝取引差支」の影響で市中金融の減退がみられていたことを指摘しているが、代銭の即時回収をめざした搦米屋仲間の現銀商売の動向はこうした金融閉塞の進展に対する対応としても位置づけられよう。天明七年大坂打ちこわしが市中の金融閉塞の一つの背景としていたこと、そして打ちこわしの生起が更に金融逼迫を深刻化していったという過程を史料2・3から読み取っていくことができるといえる。

また、五月二〇日からの江戸打ちこわしの勃発により、江戸—上方間の為替取組みが暫く停止となった（江戸為替方両

替五軒からの通達、5/28）。そのために、正金を江戸へ下すことが必要となったために「小判入口多既式朱判継賃も格別ニ高直ニ相成」、翌一九日の金相場は「俄ニ引上」る結果となったことがあきらかとなる（七ツ時立会いの二番相場は五九匁二丁三匁まで上昇、5/29）。

五月二四日に浜方年行司は幕府（大坂町奉行・東御役所）より大坂在米のうち三万五〇〇〇石の買米を命ぜられた。既に『大阪市史』もふれているように、この江戸の危機打開策のための買米（↓江戸への廻米）策の実現のために、幕府は大坂三郷に対して翌二五日に米穀他所積禁止・市中取統方心得・大坂在米調査に関する三つの町触を出し、買上げ石高の確保に努めている。大坂両替店は幕府の買米代銀支払いによる市中の融通銀高の増大などに関心があったこともあって、この一件の経過を「日記録」に書き留めている。浜方年行司は当初、大坂有米の払底化を理由に三万五〇〇〇石の買上げを断わり、一万石のみ引き請けた。加州米・津軽米・新発田米の買付けにより一万石を買い調えたところで、幕府に残り二万五〇〇〇石の買い上げを命ぜられ、浜方年行司の努力でそのうちの一万二〇〇〇石の買付けには成功したが、残りの一万三〇〇〇石の買付けは難行を極め、結局実現しなかつた経緯があきらかとなる。一万石の買米代銀は二九日に幕府より支払われている（5/29）。

五月二八・二九日は米相場立会いが開催されず、また買米の影響もあって「浜方二者一向米無之」という状況となり、米に代わって小麦・大豆の商いが少々おこなわれるばかりとなった。そのため休店する搗米屋が多く、「此末如何可有之哉」と不安におののく噂のみがひろまり、大坂打ちこわしから半月余りがたった時点でなお騒動が再燃する危険性があったといえる。五月末、大坂の米穀市場としての機能低下は目を覆うばかりとなっていたといえよう。

結局、五月二九日夜に大坂町奉行は、二万五〇〇〇石の買米を「暫御見合」わせる旨を浜方年行司に伝えた。既に買い調べていた一万二〇〇〇石については三分の一は勝手次第に売却し、三分の二は当分の間、浜方で保管しておくように指示している（6/1）。この措置により、「今朝者少々浜方相ゆるみ世上共先安氣之筋ニ相聞得申候」と、大坂の米穀払底の危機の回避がはかられていったことがあきらかになる。

大坂在米調査の進展にともない、尾張・紀伊・姫路などの諸藩は約二万石を押しさえているとする噂などがひろまった。打ちこわされた茶屋吉右衛門は実は薩州赤米や雑穀を合計三四〇石所持しており、同じく小橋屋喜兵衛は「買持米余程在之」、騒動後に追々売却したが、当時なお三〇〇〇〜四〇〇〇石所持している、とする噂が立ったことは注目される。二人は調査の当初には買持米を隠していたために、罰せられ、

町預かりとされたことも知られる（5/29）。二人に対する打ちこわしが根拠のないものではなかったことが、後日の在米調査の過程で明白となり、大坂三郷で話題となり流布していったことが「日記録」の記述からあきらかになるのである。最後に、大坂両替店は天明七年の抱屋敷に対する施行記録を安永六年（一七七七）「永録」の中に「天明丁未年五月施行記」と題して収載している（史料4）。ここでは同年の大坂米価高騰の原因に関する記述の部分に閑説しておきたい。

史料4では原因として、①連年の天明凶作による米価変動（天明二・三年の凶作による高値↓天明四・五年の「秋作大概出来」による「少々下直」）、②天明六年の「秋関東筋出水大損毛其外諸国共作毛不熟」による米価高値、③天明七年正月の幕府による大坂での一万石の買米（↓江戸へ廻米）、④天明七年五月節句後における建物米の肥後米から加賀米への変更による「弥高直」、⑤五月節句後における「随分下米」が増加したことによる「未曾有之高直」、をあげている。ここでは④⑤に注目したい。

④について。五月節句後の七日は通例、堂嶋の米取引の標準となる銘柄米⇨建物米が代わる時期であり、この端境期の建物米として加賀米が選ばれたことがわかる。史料4では、加賀米が建物米に選ばれたのは「二十余ヶ年已前も今年迄」無く、「此節外米甚無数故」に選ばれたのであるとする説を

採録している⁽²⁰⁾。加賀藩は大坂藩債銀高の返済のためにいわゆる飢餓移出の形で大坂廻米を実施していたが、大坂米価の低滞の持続化にともない方針を転換し、明和・安永期には大坂廻米を減少し、地払いや諸国の有利な市場での藩米売却を実施していた。藩債銀高の多さのために蔵屋敷が発行する米切手の信用が低下していたうえに大坂廻米高が減少したために、加賀米は建物米に選ばれることはなくなってきたのである⁽²¹⁾。加賀藩だけでなく諸藩の中期藩政改革では大坂市場からの離脱を志向するものが多かった⁽²²⁾。天明七年からふたたび加賀米がほぼ恒常的に建物米に選ばれるようになるが、その背景として天明六年の政変による加賀藩政の再転換⁽²³⁾を指摘することができるといえる。ただでさえ端境期は米価が高騰しがちな時期であるが故に、建物米となる銘柄は安定した流通量と取引の信用があるものが選ばれるのが望ましい。しかし、「此節外米甚無数故」に、大坂廻米量をふたたび増大させた加賀米に頼らざるをえなく、またその廻米量は決して充分ではなく(天明七年・五万石、天明蔵中寛政蔵中記録)、かつ取引信用も回復していなかったために米価高騰に拍車をかける役割を果たしてしまったのが現実であったといえよう。この建物米交代劇から、諸藩の廻米政策の動向に左右される大坂米穀市場の供給基盤の変質の実態が浮かび上がってくるといえる。

⑤について。天明七年五月節句後における大坂市場から江

戸市場への下り米流通の増加の要因を考える際に、幕府が江戸で発令した米穀売買勝手令は重要であると思われる。すなわち、五月九日に天明期における三度目の米穀売買勝手令が発令され、「問屋之定」を崩し、下り米問屋・仲買以外の「素人」が下り米を直買いすることが許可された。既に、天明年間に入って下り米問屋・仲買以外の者による下り米直買の動向が進展しており、幕府もこのあらたな下り米流通の活性化により江戸米価を引き下げることを企図して天明四年正月と天明六年九月の二度にわたって米穀売買勝手令を発令していた。その結果、あらたな下り米流通のネットワークは多様に形成され、地域間価格差を利用した米穀商売をもくろむ多数の商業資本の活動が展開していったといえる⁽²⁴⁾。五月九日の米穀売買勝手令発令下における下り米流通の更なる活性化を窺わせる史料として、史料4の節句後における「随分下米」の増加の記述は注目されるのである。

3 天明七年五月大坂両替店の施行記録について

天明七年大坂打ちこわし後の三井大坂両替店および大坂三郷の町々の施行については、「聞書」(史料2)に「委細儀ハ永録ニ留置」とあるように、安永六年(一七七七)「永録」の中の「天明丁未年五月施行記」(史料4)にまとめた記録がある。また、天明七年「日記録」(史料3)にも日々の

施行動向に関する記事が書き留められている。

天明七年五月当時、大坂両替店が管理していた抱屋敷の所在地は後掲の第3表に見られる通りである。当時、大坂両替店の抱屋敷は三つの群からなっていたことがあきらかとなる。

「元方持抱屋敷」は大元方持の抱屋敷で大坂両替店が管理を任された抱屋敷群である。「御持分抱屋敷」は、安永三年（一七七四）の持分けにより大元方持から両替店持に変更された抱屋敷群のことで、後の寛政一致（寛政九年）によって再び大元方持となる。⁽²⁵⁾「大坂店持抱屋敷」は大坂両替店持の抱屋敷群のことであり、大坂両替店の家賃担当が流れ込む形で集積されたものである。「元方持抱屋敷」「御持分抱屋敷」が北船場と西船場東北部という場所柄の良い地域に集中しているのに対して、「大坂店持抱屋敷」は北船場にも存在するが多くは西船場に散在している傾向にあることが指摘できる。⁽²⁶⁾

打ちこわしが高揚した天明七年五月一二日夜、「困窮人之有無一町限今晚中ニも相糺、実々貯米等無之買方差支候もの者町内々手当致道、此上強立不申様取斗可申事」とする町触が出され、翌一三日早朝に抱屋敷が所在する町々にも廻った（天明三年一月「御触帳」、本二九八）。町触を契機として、確認されるだけでも江戸堀二丁目・麴町・江戸堀一丁目・梶木町・高麗橋三丁目・堂嶋一丁目・四郎兵衛町・斎藤町・玉水町で話し合いがもたれ、一三日のうちに各町の抱屋敷の家守

や丁代が各町の対応について大坂両替店に続々と報告をおこなっている（史料3、5/13）。以下各町毎に対応のあり方をまとめてみよう。

江戸堀二丁目 五月一三日の家守金房孫一の報告によれば、町で米を買い、「実々困窮之者」へ人別に応じて米一升・代錢一〇〇文の安値で売り、購入金と売代金の差額（損銀）については町中軒役で割り付け負担することを決めた。

麴町 五月一三日に、町で米を買い、困窮者へ米一升・代錢は時の相場で売り、損銀については町中軒役で割り付け負担することを決めた（江戸堀二丁目と同じ金房孫一の報告と思われる）。

江戸堀一丁目 五月一三日の家守中嶋屋太助の報告によれば、町で米を買い、困窮者へ米一升・代銀は一匁二分の安値で売り、損銀については町中軒役で割り付け負担することを決めた。

梶木町 五月一三日の家守辻井助右衛門の報告によれば、家持は壹役につき一日白米二升づつを会所に持ち寄り積み立てること、その米を一升・代錢一二〇文の安値で売り、後日に代金を家持に割り戻すことを決めた。辻井助右衛門は壹役分の白米を日々会所へ出さなければいけないが、白米の貯えがないので大坂両替店に対して白米の支給を求め、大坂両替店は一三・一四日分として米四升を渡した。

高麗橋三丁目 五月一日に大坂両替店家方役山中半兵衛が「当町内」に大坂両替店のある高麗橋三丁目の相談に参加した。その報告によれば、町内には格別の困窮者はいないが、沓軒役について白米二升づつを会所へ集め積み立てておくこと、万一困窮者が出た場合には家主が糺したう町内へ申し出て「近辺格合」の値段で売り渡すことを決めた(5/13)。一四日に四軒役分の白米八升を山中半兵衛が会所の月行事に渡し、請取書を貰った(5/14)。

堂嶋一丁目 五月二三日の家守長浜屋小兵衛の報告によれば、町内には格別の困窮者はいないが、「近辺格合」もあるので町中一統で相談し、新発田米一石を買い白米に搗いて貯え用意しておくこと、困窮者が出た場合には近辺と同様の値段で売り渡し、購入金と売代金の差額(失脚)については後日役数に割り付け負担することを決めた。

四郎兵衛町 一町一屋敷(町のすべてが大坂両替店の抱屋敷)である四郎兵衛町の場合、五月一日に(支配人・家守笠屋五郎兵衛の代人として)丁代吉兵衛が大坂両替店に要求に来た。その主旨は、裏借屋の中に二〇〜三〇軒の困窮者があり、津軽米を白米にして一升・代錢一〇文位の安値で売り渡し、その費用については後日に大坂両替店より支出してほしい、とするものであったので、大坂両替店はその旨を聞き届けた(5/13)。一四・一五日に町内借屋へ手当米を売り

渡した(一五日に打ち切る)。売り渡しにあたっては、大坂両替店からも立会人を派遣した(5/14、15)。

斎藤町・玉水町 斎藤町・玉水町の各抱屋敷家守の報告によれば、近辺の江戸堀一丁目と同様の対応をすることを決めた。

五月一六日に身元宜者による施行を奨励する町触が出、更に一八日には惣会所からも施行を行うので身元宜者や町々から惣会所へ金銭を差し出すことを奨励する町触が出された。翌一九日には惣会所からの施行実施のための困窮者書き上げが町々に命ぜられている。そして、二二日に惣会所から困窮人竈一軒につき錢一〇〇文づつの割合で各町年寄・丁代へ施行銭が渡された。しかし、困窮人数が予想以上に多く、そのために施行銭の「御割方甚少分」となってしまったので、再度、極々困窮者を対象に施行を実施するので、その人別書き上げを二五日までに実施するようにと町々は命ぜられている(5/22)。そして、極々困窮者を対象とした惣会所の施行は竈一軒につき一〇〇文・人別一人につき一四八文づつを割合として二八日に実施された(5/28)。大坂両替店はこの町触を「御触帳」に書き留めると同時に、抱屋敷のある町をはじめ近隣町々の対応に関する情報を「日記録」に逐次書き留めている(5/19、21、22、26、28)。この惣会所からの二度にわたる施行において大坂両替店抱屋敷の居住者がど

れだけ対象となったのかは管見の範囲では不明である。町から惣会所へ差し出した施行銭を軒役割で負担したことについては、斎藤町の抱屋敷の例が確認される（史料4、後掲第3表参照）。

一三日からの抱屋敷の所在する各町の施行および一八日以降の惣会所の施行とは別に、大坂両替店は独自に抱屋敷の借屋に対して施行をおこなっている。「日記録」（史料3）によれば、町々の施行・身元宜者の施行のほか、「借屋有之者」
 Ⅱ町屋敷経営をおこなっている者の借屋への施行が大坂三郷で広汎に実施されている動向をふまえて、大坂両替店でも「当地抱屋敷借屋之内困窮之者」へ施行を実施することを京都の許可も得て決定し、一八日に各抱屋敷家守呼び寄せ、書付でその旨を伝えたことがあきらかとなる（5/28）。その書付（口上之覚）は、施行の支給方法について、各借屋家族の人数には多寡があるため家別（軒別）で金銭を割合しては不平等となってしまうので人別を基準にすること、一人前銭二〇〇文を原則とすること、必ず支給するというのではなく「向方」Ⅱ借屋から希望が出た場合に限り家守の判断で銭二〇〇文を基準に「勝手次第」に施すこと、とするものであった（5/29）。興味深いことに、この書付の主旨は、手渡されたその場で家守たちから異論が出たことよって修正されている。すなわち、一人別銭二〇〇文という支給方法は

「御尤」だが、他家による借屋への施行では軒別の方法が多くとられており、軒別の方が「外並」に依じているので「借屋中之請」が良いとする意見が多くの家守から出されたのである。また、既に「町内家守中」による「申定」が出来ており、人別の支給方法は実施しにくいと言う家守もいた。その結果、大坂両替店は方針を転換し、軒別で銭一〇〇〇文を基準とする支給方法を決定するにいたったことが確認されるのである（5/29）。一九日より「追々借屋中へ」施行が実施された。六月二日には梶木町の抱屋敷借屋中の惣名代として河内屋喜兵衛という借屋人が施行の御札の挨拶のために来店しており（6/2）、また、「日記録」の六月六日の項には「物借屋中江者先日追々施行いたし相済申候」とあることから（6/6）、ほぼ六月初めの数日のうちに抱屋敷借屋への施行は完了したと思われる。ここで「物借屋中」とあるように、実際の施行は困窮者を選別せずに、全借屋を対象とした形で実施されていたと思われる。

史料4では、この抱屋敷借屋に対する施行の決定について、時節柄出費がかさみ、更に「町々割」（抱屋敷が所在する町による施行銭の軒役割による負担）もあり、その上「別段」に施行をおこなうのは「意劫」だが、「外々一統施行」をしており、また「此方借屋之内ニも彼是取沙汰」する動向があるので「不得止事」と京都に伺いを立てて決定したと記述し

第3表 天明7年三井大坂河替店施行負担内訳一覧

①抱屋敷関係 抱屋敷所在	a 町中b施行銭割	b 手当米割	c 家守～心付	d 借屋～施行銭／軒別銭高
元方持抱屋敷 高麗橋一丁目 南側	4軒役 50.40匁 2軒役 25.20		7.04匁	
本殿町	1軒役 9.00			
高麗橋一丁目 北側	2軒役 25.20		7.04	
同八百屋町 角屋敷	24.91		14.08	14軒 126.70匁／軒別 1000文
同本店隣屋敷・ 同北側	1.5軒役 18.69			7軒 58.82 ／6軒 1000 1軒 500
玉水町		19.30匁	14.07	22軒 198.66 ／軒別 1000
京町堀四丁目	101.37*1		17.20*2	66軒 610.64 ／軒別 1000
備後町四丁目	91.00		7.04	
元方持抱屋敷	銀1貫 428.36匁	1		
御持分抱屋敷 高麗橋三丁目	54.90匁	10.20匁		
平野町一丁目	54.30		14.07匁	13軒 117.65匁／軒別 1000文
江戸堀二丁目	150.30	19.50	14.07	43軒 388.29 ／軒別 1000
麩町	182.00 4.80*3			14軒 126.42 ／軒別 1000

斎藤町	惣会所へ 224.50 18.06*4	18.24	14.07	85軒	767.55	／軒別	1000
榎木町	91.00 71.26*5	6.80	7.04	10軒	90.50	／軒別	1000
御持分抱屋敷	銀2貫 449.52匁	II					
大坂店持抱屋敷							
白髮町	23.51匁		14.08匁	26軒	70.20匁	／軒別	300文
本天満町	13.03		7.04				
奈良屋町	45.00 19.80*6		14.08	19軒	119.70	／軒別	700
山本町			14.08	9軒	80.82	／軒別	1000
古手町	45.50 20.68*6		14.08	14軒	126.70	／軒別	1000
江戸堀一丁目	145.60	12.55	14.08	16軒	144.80	／軒別	1000
高麗橋三丁目	18.30	3.60					
堂嶋一丁目	52.18	91.62	7.04	14軒	126.70	／軒別	1000
四郎兵衛町	240.00*7 70.38*8			86軒	617.82	／軒別	800
伏見町	9.10			2軒	18.20	／軒別	1000
大坂店持抱屋敷	銀2貫 220.28匁	III					
②新田下百姓施行	銀 824.65匁	IV					

第3表 (つづき)

③当店出入方施行

出入り方7人

(藤兵衛・又兵衛・平兵衛・幸七・七兵衛・卯兵衛・儀兵衛)

／人別 2000文

銀 128.10匁

V

惣施行高

合銀1貫024.89匁

I + II + III + IV + V

出所) 安永六年正月「未録」(三井文庫所蔵史料 本118)

数値は、年別銭高を除いて銀匁に換算してある。

註)

* 1 「困窮人手当米度并施行銭割」。

* 2 家守2人分である。

* 3 丁代下役への合力銀の町中割。

* 4 斎藤町より惣家所へ差し出した施行銭割。

* 5 丁代・同加役・髪結1人・垣外番2人への合力。

* 6 丁代・下役2人・垣外番1人への合力。

* 7 「手当米償且至而困窮之もの并丁代下役番人等へ合力米代」。

* 8 支配人・丁代下役への心行。

ている。大坂両替店としては、借屋への施行は自己の能動性において実施したというよりも周圀の状況および借屋の要求に押されて止むおえず実施したというのが本音であった。

第3表は史料4にある書き上げをもとに、天明七年五〜六月に大坂両替店がおこなった施行の負担内訳を一覧にしたものである。大坂両替店が実施した施行は①抱屋敷関係、②新田下百姓関係、③店出入方関係、の大きく三つに分類できる。

①はこれまで述べてきた動向を基本的な内容とするもので、その具体的な経費負担は、a抱屋敷が所在する町による施行

銭の軒役割による負担(丁代・下役などへの合力銭の町中割を含む)、b同じく町による手当米の軒役割による負担、c家守への合力金銭、d抱屋敷借屋に対する施行銭、からなる。

②は河内国若江郡菱屋東新田・中新田および淡江郡菱屋西新田の百姓(他村からの入作百姓を除く)に対する施行であり、③は店出入りの藤兵衛はじめ七人の者に対する合力である。

③については、出入りの者から「合力之願等」は出ていないが天明四年に合力をおこなった経験に照らして実施したという経緯があらかとなる(史料3、6/6)。

抱屋敷関係の施行合計銀高六〇九二・一四匁(I+II+III)は惣施行高の八六・七パーセントにのぼり、全体の中で中心的な位置を占めたことが明瞭である。その内訳を検討すると、「借屋へ施行銭」(①d)の合計銀高三七九〇・一七匁が抱屋敷関係の施行合計銀高に占める割合は六二・二パーセントとなり、この経費負担が大きかったことがあきらかとなる。第3表から、大坂両替店は合計三八二軒の借屋に対して施行をおこなっていることがあきらかであり、なかでも、西船場の京町堀四丁目・江戸堀二丁目・斎藤町および道頓堀川西半沿岸の四郎兵衛町の借屋が多数にのぼっていることが指摘できる。また、「町中へ施行銭割」「手当米割」(①aとb)の合計銀高二二五七・二三匁は抱屋敷関係の施行合計銀高の三七・〇パーセントにのぼり、抱屋敷の所在する町による施行に関する三井の負担が無視しえない一定の位置を占めていることも指摘できよう。⁽²⁸⁾

三都における三井の施行については吉田伸之氏の研究がある。⁽²⁹⁾吉田氏はその研究の中で、天明七年の大坂における三井の施行について全く指摘をおこなっていないが、これまで述べてきたように、大坂両替店の三郷への施行に関しては先述した①のa・dおよび③を実施していたことがあきらかである。また、吉田氏は江戸と大坂で共通する三井の施行の形態として出入・抱屋敷・居町(とその周辺)の三類型を指摘

されたが、天明七年大坂両替店についていえば、店出入方への施行(③)・抱屋敷借屋への施行(①d)の形態、および抱屋敷が所在する町による施行への参加(①a・b)の形態、の三つが基本的な類型であったといった方がよいのではないかと考える。居町Ⅱ大坂両替店のある高麗橋三丁目の施行も①a・bの形態として実施されたといえ、「永録」における費目の書き上げ方もそのような位置づけで書かれていることがあきらかである。大坂両替店は居町に限らずひろく抱屋敷全般にわたって、その所在町による施行に一構成員として参加する形態をとったとみるべきであろう。⁽³¹⁾

また、大坂両替店が施行を実施しようとする時、全く独自の判断と方法で実施したというよりも、大坂の町々の意向や動向に深く規定づけられながら実施していったことがあきらかであり、この点も注目されるのである。抱屋敷が所在する町による施行(①a・b)への参加という形態が一般的にとられたことのほかに、自己の抱屋敷借屋に対する施行(①d)の方法についても、先に述べた五月二八日の家守の議論からあきらかなように、「外並」という基準や「町内家守中」による「申定」に規定されて修正し、決定せざるをえなかった。西坂靖氏は大坂両替店の抱屋敷家守の選任や更迭において抱屋敷の所在する町の意向が反映される事例を詳細に検討され、特に越後屋の屋号を持たない家守や、大坂両替店持抱屋敷の

家守の場合、町の実質的な影響力のもとに家守の人選がおこなわれた傾向が強いことをあきらかにしている。⁽³²⁾この点は、施行方法の決定をめぐる議論の背景を検討するうえで重要であり、抱屋敷の家守が「町内家守中」の「申定」など町の意向や状況をふまえて発言をおこなった背景が知られる。各町での借屋への施行銭の額も表からあきらかのように、施行方法の修正の議論によって決定された軒別一〇〇〇文の原則とはまた異なる額（例えば白髪町や奈良屋町の場合、軒別三〇〇文ないし七〇〇文）で施しをおこなっているケースが認められ、具体的な施行方法の最終的な決定は家守の掌中に委ねられていたのが実質であった。三井もそのことを否定するのではなく、むしろそれに依拠しながら施行の適当かつ円滑な実施をはかったといえよう。「大商人に従属する町共同体」⁽³³⁾ないし「商人・高利貸資本の下に従属する町中」という性格規定が大坂の場合に適用できるか否かが議論となっているが、この施行をめぐる一連の過程は三井に対して町共同体（「家守の町中」）が自立性を保持して事態に対応していたことを示す、興味深い一つの素材を提供しているといえる。

「天明丁未年五月施行記」の末尾には、惣会所による施行の書き上げが付されている。この種の書き上げは既に多数知られているが、書き上げの口数や合計銭高に異同があるので一例としてそのまま掲載した。⁽³⁴⁾

4 天明七年五月江戸打ちこわし関係史料について

天明の江戸打ちこわしに関する既知の史料は、『東京市史稿』産業篇第三十・三十一にはば網羅的に収録され、研究の史料的条件が飛躍的に高められたといえる。⁽³⁵⁾

そこには三井文庫所蔵の関係史料も収録されたが、基本的に本店一巻の関係史料が採録されているといえる。⁽³⁶⁾すなわち、江戸本店から京本店・大坂本店へ通報された天明江戸打ちこわしの情報記録について収録がおこなわれたといえる。しかし、本店一巻とは別個に、両替店一巻も独自に江戸・京・大坂の各両替店の間で江戸打ちこわしの情報の通報・収集をおこなっていた。ここで紹介するのは、大坂両替店が両替店一巻のネットワークや江戸定飛脚問屋を通じて収集した関係記録である。従来、紹介されてこなかったが貴重な記事を含むものであるので、若干の解説を加えておきたい。

大坂両替店では「日記録」（史料3）を中心にして、江戸からの通報を書き留めている。まず、第一報・第二報は江戸定飛脚問屋の通報によってもたらされている。すなわち、まず五月二五日夜亥の上刻に江戸屋源右衛門からの通報が入った（5/25）。これは、二〇日夜に赤坂・青山辺から騒動が始まり、その後二一夜にかけて南伝馬町・小網町・伊勢町・本船町の米屋が打ちこわされたとする概報である。続いて、二七日に大坂屋茂兵衛・江戸屋源右衛門からの第二報が

入った(5/27)。これは、五月二二日に発信されたもので二一日の打ちこわしの地域と被害にあった商人名前のうち目立ったものが略述されているものである。大坂両替店は早速二七日の夕方うちに、この情報を京都へ廻送している。

その同じく二七日のうちに、江戸両替店から「四日切仕立飛脚」で送られた書状が京両替店を経由して大坂両替店に到達されてきた(5/27)。これは、江戸両替店から二二日の申の上刻に京両替店に向けて発信された書状に、一八日の江戸南北年番名主の訴願や一九日に決定された本船町・伊勢町・小船町米仲買を通じた米売り渡しの措置をめぐる記録、および二〇日の神田錦町の訴願書写が一緒に付されているもので、大坂両替店にとって本格的な詳報となったものである。この江戸両替店の報告には、いくつかの注目すべき新たな記事が含まれている。まず、江戸の中心部における騒擾の展開の契機となった五月二二日の南伝馬町二丁目の米問屋萬屋作兵衛に対する打ちこわしの様相について、萬屋に対して「追付打崩ニ参候間致用心候様」とする打ちこわし予告の手紙が事前に送られたこと、子供による石投打がおこなわれ群衆状況の形成に役割を果たしたことなど、既知の史料になかった叙述がなされている。⁽³⁷⁾「荒方承候分」として二二日の時点までに江戸両替店が察知した打ちこわし被害状況の南伝馬町・大伝馬町・旅籠町・通油町・横山町・馬喰町・浅草御門

外・大六天横町・茅町・御藏前通・石町四丁目・鉄砲町・銀町四丁目・神田紺屋町三丁目・神田二丁目・弁慶橋・佐久間町一〜四丁目・久右衛門町・鎌倉河岸・堀江町・小網町・小船町・本船町・伊勢町・箱崎町に関する書き上げは、精粗があるが、蜚粟記事をはじめ他史料との比較検討による被害状況の確定作業を進めていくうえで貴重な素材を提供するものといえる。また、小網町の下り米問屋兵庫屋弥兵衛打ちこわしの叙述も「土蔵ニ米百俵斗有之を三拾俵程切解井戸江打込候」と米俵を井戸に打ち込む打ちこわしの行動の事例を付け加えるものであり興味深い。この江戸両替店の通報記録および先の江戸定飛脚問屋の第二報の記事では、兵庫屋弥兵衛のほか、やはり下り米問屋の高間伝兵衛・川村八兵衛らが被害にあったことがあきらかにされており、当時下り米の荷請けをめぐる「素人」と激しい争奪をくりひろげていた下り米問屋層も蜂起民衆により打ちこわしの対象に設定されたことが判明する。⁽³⁸⁾更に、打ちこわしを免れていた南伝馬町の米屋などが打ちこわしを恐れて二二日から一〇〇文に一升ないし七合で米の安売りを開始したとする速報も、江戸において二一日までの打ちこわしが効を奏し、二二日早朝からの押買の行動の展開が成功していく状況が切り開かれていったことを裏付ける記事として注目されるのである。引き続き書状の部分で江戸両替店は二二日における大工町の三井江戸向店中

店打ちこわしについて報告をおこなっているが、これについては本店一巻の記録を上回る内容のものではない。

さて、江戸両替店の書状に付された訴願などの記録の中では、五月二〇日付の神田鍋町・同東横町・同西横町・同北横町の月行事・五人組による御慈悲御救願が注目される。月行事らの訴願の背景には、同町の裏店借Ⅱ「其日稼之者共」による月行事への飢渴の訴えがあった。一八日の南北年番名主の訴願とその失敗の後、二〇日夜の打ちこわしの生起までの間に、個別町レベルでの訴願行為が借屋層の要求を基底になお執拗にくりひろげられていたことの一例を、この神田鍋町の訴願は示しており、重要である。

江戸両替店から五月二四日に発信された書状が六月二日に大坂両替店に届いた(6/2)。騒動が鎮静化にむかう五月二三～二四日の状況に関する書状に聞書が付されているものである。書状の記事で注目される点は、「米雑穀商売杯江参り理不尽二買取」と押買の行動の展開がここでも確認されることや、二四日に幕府御蔵より二万両の「御手当御用金」Ⅱ御救い金が出されたが三井をはじめ両替店仲間がその一時管理を命ぜられ預かった経緯があらかとなること、である。また、聞書では、騒動勢の逮捕のために酒などの振舞を活用することが名主や家守と店の間で協議されていく動向、などがあらかとなる。

大坂両替店は天明江戸打ちこわしの情報を「聞書」(史料2)にも書き留めているが、騒動後の御救い米金や町奉行の交替に関する僅かな記事にとどまる。基本的には「日記録」(史料3)でその記録がなされたといえる。

(1) 「摂陽奇観」卷三十六ノ七(『浪速叢書』卷四、浪速叢書刊行会、一九二七年、三六九～三七〇ページ)ではより微細に、加嶋屋門口での子供の喧嘩↓加嶋屋の駒除垣の破損↓加嶋屋使用人が子供を打ち叩く↓見物人の増加↓群衆状況の形成↓加嶋屋に砂飛礫を投げ込む↓打ちこわし、という描写がなされている。

(2) 「摂陽奇観」卷三十六ノ七(『浪速叢書』卷四、三六九ページ)では、「玉水町加島屋久右衛門舟大工町松安庄右衛門右兩人米買ノ致候ニ付打潰候趣の張紙所々へ張廻し候」とある。

(3) 『大阪編年史』第十一卷、大阪市立中央図書館、一九七一年、二〇一ページ。『大阪市史』第一(複製版)、清文堂出版、一九六五年、一〇三〇～一〇三二ページ。鈴木直二「徳川時代の米穀配給組織」巖松堂書店、一九三八年、五五九ページ。土肥鑑高・宮沢嘉夫「田沼時代の経済政策」(『日本歴史論究』二宮書店、一九六三年、のち『幕藩体制Ⅱ』へ論集日本歴史8)有精堂、一九七三

年、に所収、三三二ページ）。

(4) 「大阪編年史」第十一巻、二九七ページ。

(5) 岡本良一「大都市の打毀しとその主体勢力―大阪の場合―」（『日本史研究』第二二号、一九五〇年、のち歴史科学協議会編『農民闘争史』下〈歴史科学大系第二三巻〉校倉書房、一九七四年、に所収）。なお、岡本氏は都市打ちこわしの主体勢力を近在農民に求めたが、天明三年大坂打ちこわしの分析においては、打ちこわし目標とされた松安庄右衛門が「当時在領の小米穀商たる搦米屋・駄売屋株引請人」であったことを論拠としてあげている。しかし、松安が差配した搦米屋・駄売屋は町続在領ばかりでなくひろく大坂三郷をも含むのであり、松安が打ちこわしの目標となったことを直ちに近在農民主体説の論拠として指摘することはできない。

(6) 中井信彦「転換期幕藩制の研究」塙書房、一九七一年、一〇八一―一〇九ページ。

(7) 近年刊行の『大阪府史』第六巻・近世編Ⅱ（大阪府、一九八七年）、『新修大阪市史』第四巻・近世Ⅱ（大阪府、一九九〇年）でも活用されていない。管見では、松本四郎「凶作と打ちこわし」（佐々木潤之介編『百姓一揆と打ちこわし』へ日本民衆の歴史4↓三省堂、一九七四年、二九六―二九七ページ）、安国良一「寛政改革期の大阪

町方支配」（『日本史研究』第二二七号、一九八〇年、六六―六七ページ）、酒井一「大塩の乱と畿内農村」（青木美智男・山田忠雄編『天保期の政治と社会』へ講座日本近世史6）有斐閣、一九八一年、二二九―二三〇ページ）、が本史料の一部を使用しているのみである。

なお、拙稿a「都市打ちこわしの論理構造―日本近世の都市食糧蜂起について―」（『歴史学研究』第五四七号、一九八五年）、b「打ちこわしと民衆世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』第Ⅱ巻、東京大学出版会、一九九〇年）で一部利用したことがある。

(8) 木津村打ちこわしについては、尾濃葉栗見聞集にも「十日夜木津村米屋五兵衛宅を壊し」とある（『編年百姓一揆史料集成』第六巻、三一書房、一九八〇年、二二七ページ）。なお尾濃葉栗見聞集では、まず、五月に入つて困窮者数千人が大坂町奉行所に詰めかけ訴願をしたが取り上げられず、そのため大家に対して合力を求めたが断わられたので「買メ」を行っていた者の家屋を打ちこわす事件が起きたとする叙述が行われている。しかし、その具体的な日付は不明である。続いて、五月七日に「小橋屋喜兵衛扣の米蔵所て灘御田蔵の土蔵七ヶ所」と喜兵衛宅が打ち壊されたとし、一〇日夜木津村打ちこわしの叙述につながっていく。五月七日の小橋屋打ちこわ

しについては、未だ他の史料から裏付けがとれない。

- (9) この点については既に酒井一氏が注目している。「三郷地続きの町場化した村の半プロレタリア層が激化の起爆勢力となり、三郷に導入して都市の下層借屋民・日雇・職人らの前期プロレタリアにつなぐ」という「大坂打ちこわしの基本類型」が成立した事例として、天明七年五月を位置づけている。酒井前掲論文(註7)、二二九ページ。

- (10) 第1表の仮番号5の川田屋仁兵衛については、日付が特定しにくい尾濃葉栗見聞集の叙述で茶屋吉右衛門の次「淡路町西板堀伊勢屋と云ふ米屋」の前に書かれている。史料2・3から茶屋は一日夜、伊勢屋宗助は二日朝に打ちこわされたことが特定できるので、一日夜〜二日朝の間に川田屋が打ちこわされた可能性が高い。しかし、それ以上特定できないので第1表の日時は空欄とした。

なお、個々の打ちこわしの日時が確認できない記録ではあるが、従来活用されてこなかった史料として、御津八幡宮文書の年代記がある(最近、大阪市史料第三十一輯『年代記・明和の春』大阪市史編纂所、一九九一年、において刊行された)。ここでは合計九一軒の打ちこわし被害者の名前・住所が書き上げられており(二二一〜

四ページ)、天明七年大坂打ちこわしの全体像の解明を進めるうえで貴重である。本稿で紹介した諸事実とあわせて検討を、今後の課題としたい。

- (11) 『大阪編年史』第二卷、三八六ページ。

- (12) 『編年百姓一揆史料集成』第六卷、二三七ページ。

- (13) 前掲拙稿(註7b)、八四〜八五ページ。江戸において、堀・川に近接していない地域では、大道に米を撒き散らし、その上に酒や酢や醬油を流してぐちゃぐちゃにするという行為がみられた。この行為も、買占め米の商業上の使用を不可能にする行為として同様の意味をもつたと考えられる。

- (14) 『大阪編年史』第十二卷、三八三〜三八四ページ。なお、天明江戸打ちこわしにおいても押買の展開は明確に確認されるが、町触で押買にふれ、その禁止を令するには至っていない。

大坂町触で押買禁止令が出されたのは、江戸と比較して押買の行為がより広汎にみられたことによると考えている。大坂の諸記録においても押買について記述してあるのが通例であり、押買が一般的にみられたことを裏付ける。と同時に、町触で押買禁止令が出されたことは、諸記録に押買の行為が(一定のステロタイプ化を伴いながら)書き留められる要因となったといえよう。広汎な

展開の実態と禁止令発令の相乗効果が、押買の記録の一般化に結果したと考えられる。

(15)

押買の展開過程において、「次第二買人多相成後々々米直段ニ不構五升七升或は俵物之俵ニ而持退キ候族も在之、大騒動ニ及ひ候」（史料3）、「甚しきは代錢も不差置俵物之保持退キ候族も在之」（史料2）とあるように、買人による群衆状況の高揚にしたがい、代錢支払いを欠いた米の強奪がみられていったことも記録されている。米商記録にも「後二ハ米ニ不限、麦、大豆或は秕等迄も無価ニテ銘々持帰り、米屋、雑穀屋等ハ大騒動ニ及申」とあり、米・雑穀などの強奪行為の展開が確認される。

大坂両替店は米の強奪について「盜賊之所為不軽事」と書き、盗みであると決めつけている。一般にこれまでの都市騒擾研究においては、こうした米の強奪の記事に遭遇すると、それを騒擾展開における運動の腐敗化の問題として位置づけてきた。しかし、こうした記録の多くは打ちこわしの主体層の記録ではない点で、史料批判のうえ活用する必要がある。筆者も、一般に、打ちこわしの展開過程における盗み行為の事実は否定できないとは考えているが、米の強奪行為のすべてを盗みないし腐敗と断定できるかどうかについては、現段階では慎重になりたいと考えている。なぜなら、搗米屋と買手の間

米の売買のあり方として掛売りが日常的慣行となっていた事実をふまえるならば、米の強奪行為は搗米屋による掛売りの不当な停止（後述）に対する押借としての意味を帯びていた可能性も否定できないからである。事実、他の都市騒擾の事例では民衆が後日における返済を約束している場合が認められる。勿論、天明大坂打ちこわしについて、論証を欠いたままでのこの点の主張は、打ちこわしの規律性を過大に評価し、美化する危険性をはらむので避けたい。打ちこわしの集団的高揚の中では、押借行為は事実上の盗奪と同義となっていくことは多くの事例が語るところでもある。後日における代錢支払いの事例の有無などについて、更なる史料発掘のうえ検討していく課題が存在している。ここでは、米の強奪行為を位置づけるにあたって、以上の論点が存在することを指摘するにとどめておきたい。

(16)

江戸における舂米屋と買手間の価格・販売量をめぐる対立については、前掲拙稿（註7b）、八九〜九〇ページ。また、志村文雄家文書（神奈川県川崎市麻生区王禅寺）によれば、天明七年五月に江戸の舂米屋が「前錢ヲ以売渡シ、錢不請取内者米不渡」と掛売りを停止し現金（錢）売りに限定したため、買手との間に対立が生じたことが確認される。

(17)

この点については、安国前掲論文（註7）、六六一―六七ページ、を参照のこと。なお、念のために指摘すれば、当時の他の大坂町方史料から、搦米屋は錢で米の小売をおこなっていたことが確認されるため、史料2にみられる搦米屋の「現銀、ならてハ売不申」＝現銀売りの動向の叙述から、文字通り（錢ではなく）銀貨による米の小売が展開したと解釈することはできない。

例えば、海部堀川町・敷屋町塩魚問屋十三人組の「問屋組合諸事扣」の天明七年五月一二日の記事に「搦米屋ニより白米を格別下直ニ売候仁ハ其難義を連れ候方も少々有之、右之方ニ而白米鳥目百文ニ式升或ハ三升も売候由、当時之相場ニ而ハ白米壹升之価百六拾文ハ百七拾文百八拾文式百文位之売方ニ而有之所、今日之難を連れん為右之通り下直ニ売申由相聞へ候」とある（大阪商業大学商業史研究所蔵、佐古慶三文書）。この記事は、騒動以前に安売りをおこない、打ちこわしを免れた搦米屋の存在や動向を示すものとしても興味深い。また、道修町三丁目文書中にある同年六月廿二日「三郷困窮歎御願写」は騒動後の大坂三郷の歎願書ではあるが、それまでの状況について「下々職方小商人働人之類惣而錢ニ而儲候もの錢相庭近年下直ニ付難凌旨兼々申之相歎居候処、此節柄ニ而者一日之儲錢斗ニ而者其日を送り候米代錢半分

之賄ニも引足り不申、日々難淡弥増、可相凌趣段無御座候」と述べ、「錢相庭此節少々成共高直ニ相成候ハ、錢ニ而買請候米其日過之者共米壹升之手前ニ而三四拾文違者可有之、左候得者米直段下直ニ相成道理ニ相当り貧窮人一円之潤ニも相成、困窮之凌方第一之助力ニ付、恐多御義ニ候得共三郷町々之者共錢相場引立ニ可相成奉蒙御趣意度申之ニ付、此段私共御願奉申上候」と錢相場の引き下げを願っている（大阪府立中之島図書館蔵、道修町三丁目文書）。

この歎願書は、錢相場の低落が如何に大坂の下層民衆生活に打撃を与えていたかをよく示すものであると同時に、先に引用した海部堀川町・敷屋町塩魚問屋記録とともに当時の米小売が錢値段によるものであったことを示している。

節句後における搦米屋の現銀売りの内容は掛売りの否定＝即時払いを意味しており、使用された貨幣は節句前後ともに錢であった。

(18)

「都而米屋」には実際には売米があったことは、「得意」からの求めに応じて内々に二―三升づつ目立たぬように運んだ、とする記述からあきらかである（史料2）。

(19)

『大阪市史』第二、六一―八ページ。『大阪編年史』第十二卷、三九六―四〇〇ページ。

(20) 正確には、加賀米は宝暦五〜九年・宝暦十一〜十三年・明和元〜六年・安永七〜九年に建物米になっている

（慶応義塾大学三田情報センター蔵、八木相場帳追考・天明歳中寛政歳中記録）。したがって、安永九年（一七八〇）以来七年振りに建物米になったというのが正確である。しかし、全体的傾向としては明和七年（一七七〇）以降は建物米に選ばれなくなってきたということが言える。

(21) 加藤慶一郎「近世中後期大坂における米穀流通機能の変質過程」〔社会経済史学〕第五八巻第二号、一九九二年。加賀藩の大坂米穀市場からの脱却化による加賀米の大坂市場における地位低下により、端境期（五月七日〜一〇月八日）における米取引の標準となるべき銘柄が事実上存在しなくなり、天明・寛政期には標準を失った正米と帳合米価格の乱高下が生じ、堂嶋帳合米商内のヘッジ機能が低下したとしている。

藩債銀高が累積したために加賀米の信用低下と大坂市場での販売価格の下落が宝暦期よりみられていたことや、延享三年と天明八年の比較による加賀藩年貢米の大坂廻米量の減少と江戸廻米量・地払い米量の増加の動向については、田端勉「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」〔史苑〕第三〇巻第一号、一九六九年）を参照され

たい。また、本城正徳氏は加賀米を中心にした北国諸藩蔵米の大坂廻米量のピークは宝暦・明和期であり、「天明期に大幅な落ち込みをみせたのち寛政期にかけて回復に向かうが、天明期以前の水準には遠く及ばない」ことを指摘している（本城正徳「近世中後期大坂入津米に関する数量的考察」〔花園史学〕第二二号、一九九一年、二二〜二八ページ）。

(22) 長野暹「藩政改革論」（山田忠雄・松本四郎編『宝暦・天明期の政治と社会』へ講座日本近世史5）有斐閣、一九八八年）。

(23) 中井前掲書（註6）、二〇七〜二一九ページ。

(24) 拙稿「米穀売買勝手令と『脇々米屋素人』」（竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂、掲載予定）。

(25) 西坂靖「三井大坂両替店の抱屋敷管理と代判人・家守」（『三井文庫論叢』第二一号、一九八七年）の第2表・大元方持抱屋敷（文化5年5月）の⑮⑰⑱の抱屋敷と対応する。

(26) 西坂前掲論文（註25）、一〇六〜一〇七ページ、第1図・三井の抱屋敷所在地略図（文化5年）を参照。

(27) 平野町一丁目抱屋敷借屋一三軒へは六月朔日に家守河内屋又右衛門より施行銭が渡されている。次の史料は借屋一三軒が家守に差し出した請取覚である（本二八一〜

一八。

覚

一、此節米格別高直ニ付、為施行私共江軒別ニ鳥目壹貫

文宛御家主方御差送り被下、別而忝次第奉存候、則前

文之通鳥目壹貫文宛今日御渡被下慥受納仕候、已上

天明七年未六月朔日

播磨屋 五兵衛 印

京 屋 周 藏 印

清水屋 彦兵衛 印

播磨屋 孫兵衛 印

京 屋 佐兵衛 印

日野屋 惣兵衛 印

平野屋 佐兵衛 印

池田屋 安兵衛 印

伏見屋 孫兵衛 印

日野屋 平兵衛 印

河内屋 龜 藏 印

代判 源右衛門 印

日野屋 藤兵衛 印

川崎屋 七兵衛 印

家守

河内屋又右衛門殿

同様の請取覚に、高麗橋八百屋町借屋一三軒が家守田

牧市右衛門に差し出した同年同月付の覚(本一三一—一六)・高麗橋一丁目北側抱屋敷(本店隣屋敷・北側)借屋七軒が家守田牧市右衛門に差し出した同年同月朔日付の覚(本一三一—一五)、が三井文庫に残されている。

(28) 当時の「元方持抱屋敷」「御持分抱屋敷」の町屋敷経営収支の実態については、天明七年正月〜七月期の勘定目録がそれぞれ残されており、あきらかとなる。第3表に記載したa+dの費目・銀高は各町抱屋敷の町儀入用の項に計上されており、符合する。

「元方持抱屋敷」の当期の総収入は銀一二二八五・一六匁、総支出は銀一〇〇五三・五八匁、惣ノ銀(差引勘定)は二二三一・五八匁であった(安永四年「家方目録扣」、本一七六〇)。「元方持抱屋敷」の施行高合計は銀一四二六・三六匁(第3表のI)であるので、総支出の一四・二パーセントにあたることあきらかである。

また、「御持分抱屋敷」の当期の総収入は銀一一九九五・三二匁、総支出は銀九一五七・〇五匁、指引残銀(差引勘定)は銀二八三八・二七匁であった(天明六年「家方目録扣」、続七七九)。「御持分抱屋敷」の施行高合計は銀二四四五・五二匁(第3表のII)であるので、総支出の二六・七パーセントにあたることあきらかとなる。この結果について「家方目録扣」では下ケ札で「米

穀高直困窮ニ付宿賃一統不寄之上施行入目二頁四百四十セメツ舟ツシ五分二厘サ、サ入セリ二厘ン相掛り右ニ付而者町々臨時入用番賃等も相増候付旁目録尻至而減少罷成申候」と説明している。

なお、「大坂店持抱屋敷」については、天明七年前半期の家方勘定目録が欠けており、当時の町屋敷経営収支の子細が判明しない。

(29) 吉田伸之「近世都市と諸闘争」(「一揆3一揆の構造」東京大学出版会、一九八一年、のち『近世巨大都市の社会構造』東京大学出版会、一九九一年、に所収)。

(30) 吉田前掲書(註29)の表27(二七一ページ)では、大坂の天明七年の出入・抱屋敷・居町・惣町の欄を空欄とし、三井の施行がおこなわれなかったとしている。このうち、惣町施行については大坂両替店は少なくとも商人名前をあきらかにする形では参加していない。また、抱屋敷の存在する町からの惣会所への金銭差し出しには町の一構成員として参加していることが齋藤町の例から確認される。他の出入・抱屋敷・居町については本文のように施行をおこなっていることが確認される。

(31) 吉田氏の三類型では抱屋敷の類型の中に本稿でいう①a bと①dが区別されずに入り込んでいる(例えば、吉田前掲書(註29)の表9(二四四ページ)・表12(二四

九ページ)では町の困窮者への施行銭割と三井独自の抱屋敷借屋への施行を列挙しているが区別していない)。

少なくとも天明七年の大坂両替店では居町への施行は独自の類型として位置づけるよりも各町による施行展開の一つとしてとらえた方がよいと考えるのである(居町の周辺に対する施行も天明七年大坂両替店の場合は実施していない)。そして、むしろ施行の類型としては各町による施行への参加という形態を類型として立てた方が大坂における三井の施行パターンの特徴を示すことができるのではないかと考える。

江戸における三井の施行パターンとの違いが指摘できるのではないかと考えるのだが、その背景としては江戸店と大坂店の商業・高利貸資本としての規模・社会的地位の差異や江戸と大坂の町共同体の性格の差異などが考えられよう。今後、大坂本店の動向もあわせて、更に検討していきたい。

(32) 西坂前掲論文(註25)、一三四〜一六四ページ。

(33) 吉田前掲書(註29)、二四九ページ。西坂前掲論文(註25)、一四四ページ。吉田伸之「近世都市の展開」(『日本歴史大系3近世』山川出版社、一九八八年)、六七九ページ。西坂靖「大坂の町々と三井―判元見届けのための町代上京をめぐって―」(『三井文庫論叢』第二二

号、一九八八年)、三三三ページ。また、江戸についても「従属」という規定の妥当性をめぐって議論が展開しつつある(岩淵令治「江戸地主の家守支配の基調―地主の『家』と家守の家―」『関東近世史研究』第三五号、一九九三年、同「近世中・後期江戸の『家守の町中』の実像」五味文彦・吉田伸之編『都市と商人・芸能民』山川出版社、一九九三年)。

(34) 『大阪編年史』第十二巻の三八九―三九六ページに所掲の菊屋町旧記では合計銭高一万五〇三四貫二〇〇文、御触書之留并浜方記録では一万四九五二貫二〇〇文である。また、ここでは掲載しなかったが、三井文庫には他に「天明七年未困窮ニ付大坂町中より施行銭指出候写」(本一五八六一五)があり、そこで「於惣会所写之」として書き上げてある合計銭高は一万九〇八九貫二〇〇文にのぼっていることが確認される。

(35) 『東京市史稿』産業篇第三十(東京都、一九八六年)、八六〇―九六四ページ、『東京市史稿』産業篇第三十一(東京都、一九八七年)、一―二七八ページ。

(36) 『東京市史稿』産業篇第三十一、一四―三四ページ。なお、三二九―三七二ページには、三井の江戸における施行関係史料が収録されており、そこには江戸両替店の記録が収載されている。

(37) この点については、前掲拙稿(註7a)、一一七ページ、で活用を試みたことがある。

(38) 天明期の下り米問屋層の動向については、前掲拙稿(註24)を参照されたい。

付記 この史料を紹介するにあたって、三井文庫研究員の賀川隆行氏・西坂靖氏・樋口知子氏をはじめ三井文庫の方々たいへんお世話になりました。この場をかりて、お礼申しあげます。

凡 例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。

一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者(は)、江(え)、茂(も)、而(て)、与(と)は漢字のまま用いた。また、方(より)、ノ(して)は原文の通り使用した。

一、読みやすくするため適宜読点を加えた。

一、抹消された文字は左傍に、をつけ、右傍に改変された文字を記した。

一、史料中の符帳は左の通りである。

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分
イセマツサカエチウシ舟仙ヰ、入

史料1 大坂両替店「後鑑」(元文四年)弘化二年 三井文庫

所蔵史料 本三三八)抄録

天明三卯年二月朔日加嶋屋久右衛門居宅打潰シ候付、翌二日夕京江戸店へ遣シ候聴書左之通

聞書

旧冬已来米直段高直ニ付端々末々ニ而者及困窮、綿不作付而者玉造辺家業出来不申難儀之由、仍之此節ニ而者日々ニ袖乞様之もの弥増ニ及見罷在候、然ル処此頃ニ至米高直之儀者加嶋屋久右衛門買ノ候故高直ニ成候逆色々風聞有之、橋々門々ニ加嶋久居宅ヲ朔日二日三日之内潰シ可申与致張札候由、昨朔日昼時過頃方加嶋久門前ニ童男相集り追々潰シニ可参杯見物人致群集候内、誰進ミ出候トなく始之頃者童飛礮ヲ打、夫々右群集之内方追々ニ門口簀戸格子ヲ相崩シ戸襖ヲ打破り候付、家内方中仕鉢之者七八人罷出鎮り呉候様申候処、其仲仕井垣外番人等川中江打はめ、やにはに相制シ候手代三四人ヲどうニあげ、夫々切戸ヲ破り庭前江相廻り石燈籠ヲ打こかし樹木等迄荒シ甚騒動いたし、右之取沙汰高ク相成追々見物人致群集候内、町内方御届申上候付御役人方御駈付被成候付不残分散いたし申候、其後追々見物人相集り候付加嶋久方東西二垣ヲ繕夜中隣町迄も御役人方御取手御召連御詰被成漸夜ニ入相静り申候、今日も右

町内ニ御取手棒突數多罷出往来立留り候者相払候付、行通り之見物斗ニ而静ニ相成申候、右付惣年寄中々昨夜左之通今日玉水町加嶋屋久右衛門堂嶋新地迄町目松安庄右衛門居宅打潰シ候様之趣ニ而人集候付、右之場所江見物人罷越申間敷様急々町々江可申聞旨被仰渡候、此段町々借屋末々迄不洩様可被申聞候、已上

二月朔日

北組惣年寄

右之通ニ而今朝見受候処、屋根之瓦も余程打こぼち候林ニ而瓦之ふき替軒下板圍いたし申候、昨日こぼち人之内三四人も御召捕被成候由ニ御座候、右一件米買メ有無之義相知レ不申候得共、市中専下々致浮説候由ニ而実事相知レ不申候

一、松安庄右衛門義者米買メ之説者無之候、同人義先達而搗米屋株取メ之儀御願申上年々右商売人方株料取立申候故、定而此恨ミ杯与申風説ニ而御座候、尤右庄右衛門方其備藏重ニ罷在候哉人数相集り不申候由、昨今致風聞候、已上

二月二日

右書付二月二日夕京江戸店へ別紙通達方差遣シ候事

聴書

一、先頃得御意候加嶋久潰シ以後同人并松安庄右衛門等、此上普請杯致候ハ、いつく迄も潰シニ可参杯所々江張札出

し申候由、仍之右兩人を御訴申上候哉、御手当テ之御人数御差向ケ被成候由、仍之加久方朔日已後別条無之候

一、米高直錢下直ニ而末々之者致困窮候、此上米錢とも相替（兼次）ル無之候ハ、猶更及困窮身之置キ所も無之候、仍之重立候米掛り之商人并兩替屋錢屋とも潰し可申抔当月差入る今

二至橋々門々江張紙出申候由付、所々江御手当テ之御人数御出シ被成候付、今日迄何之別条も無之候、依之張紙之御触出申候

一、当月差入り、米屋平右衛門が此節施行不致候ハ、同人方黒土ニ可致抔と同人近所江張紙出シ申候由

是者旧冬も居宅并土藏等普請いたし掛り定而此ソね
 ミニも可有之哉外ニ趣意難相知候

一、右付米平が鳥目マ（三十五）仙（三十五）文之施行被致候、即御触書之通ニ御座候、右御触書之通ニ而者施行受ニ難參ものも有之ニ付、困窮之もの者此節夜分米平店へ参り相歎キ候得者セマ（三十五）舟文程ツ、者合力出し申候之由致風説候

但此外ニ困窮之者江者一軒前ニ米マサ（三十五）升、又者錢マサ（三十五）舟文程ツ、名ヲ不顯施行配り被申候方も有之候由致
 伝承候

一、筈久方も当八日ニ潰しニ参り候由、然レとも兼而御手当之御人数御詰被成候故別条無之候由、乍然少々者潰シ候様
 ニも致風説候

右之通ニ而此節色々風説異説等申流シ実事難相知、何トなく騒敷御事ニ御座候、何卒早く相治り候様希申候、就右此節追々御触出申候事ニ御座候、其度毎ニ右写差下申候、御覽可被成与奉存候、已上

右二月十三日

右書付二月十三日京江戸店へ遣シ候付、此所ニ扣置申候

史料？ 大坂両替店「聞書帳」（宝曆一〇年）文化四年 三井

文庫所蔵史料 本一四四）抄録

天明七年未五月十二日京江戸江差出候聞書扣

五月十日夜

木津村

米屋

右家作諸道具共不残打潰シ候、潰候者者木津難波之者共之由、昨朝迄引退キ不申候由、定而被召捕候事と存候

十一日夜

天満天神裏門橋西詰北へ入 酒商売 茶屋吉右衛門

右店格子打こわし、金銀諸道具并土藏之内米俵なと堀川へ投込、屋ねも少し打こわし申候

天満舟大工町

御城米御用途

松安庄右衛門

右家宅打潰シ可申と風説在之、昨暮時過る八九十人斗押懸候処、已前が御手当有之与力衆同心衆人数御詰在之候付、別条無之、子刻頃相鎮り申候

安治川辺

搦米屋六七軒

右家内諸道具打こわし、川へ投込候よし、何れも小家名前相知不申候

十二日朝

淡路町西横堀東詰南角

米商売

伊勢屋宗助

呉服橋東江入

搦米屋

ふしや七兵衛

右両家諸道具打こわし、帳面など横堀川へ投込申候

四軒町

両替

平野屋仁兵衛

右店諸道具打こわし、金銀大道へ蒔ちらし帳面等引裂キ申候、早速御手当在之店限り二面引退キ申候、尤平仁別家手代平野屋嘉右衛門と申者浜方引請両替ニ御座候処、是ハ別条無之候、平仁者全災難之様ニ噂いたし候

塩町

古手商売

小橋屋喜兵衛

同町

同本家

同町

同別家式軒

右何れも家内諸道具打潰シ、古手物余多引裂大ニ破却いたし候由、右喜兵衛儀者小橋屋重キ別家手代ニ而近年本家身上段々仕上ケ候者之由、尤先達而米買メ致シ利徳得候由ニ御座候、依之此度潰シ申候事之由

御堂筋角

小橋屋呉服店

内平野町

両替

米屋平右衛門

右両家共今朝方人立多騒々敷候付、内々木戸垣外之者相頼警

固居候付、別条無之候、小橋屋店呉服買手老人も無之候、米平方下店を上ケ格子を入罷在候外、両替方ニも大方店を仕廻用心いたし居候由御座候

一、堂鳴中三丁目播摩屋仁兵衛と申者も打潰シ可申由沙汰仕候得とも、別条無之由ニ御座候、其外所々米屋之内打こわし候所も在之候由ニ御座候得共、委細者相知かたく候

一、右騒立候意趣者、米穀高直ニ付米屋共申合、当五月節前売掛銀請取候上、当節句後々一切売掛不致、現銀ならてハ売不申段申固メ之由、身軽者ハ自元現銀買相成かたく候故、当節前ニも米屋へ者第一ニ払をいたし、此末掛売いたし呉候様ニと出精いたし候処、右之通米や申固候ニ付、大ニ恨を合候由、其外米買メなといたし候段申触し徒党いたし候而所々目立候分を打潰シ申候趣ニ相聞得申候

一、今昼前迄者前書之通所々打潰シ申候而已ニ御座候処、昼頃方都而米屋之分へ大勢罷越、五十錢百錢を出し米五六升或老式斗も押買いたし、甚しきは代錢も不差置俵物之儘持退キ候族も在之、且米屋之内米売切候段断申店を閉居候者戸を打破り、右同様押買取いたし候由、小家之米屋などハ米豆等能キ程残し置、家内逃退キ居候も在之候由、困窮故とは申ながら誠盜賊之所為不軽事にて、依之追々御手当在之、所々ニ而被召捕候由ニ御座候、扱々騒々敷不安堵成事ニ御座候、何卒是迄にて相鎮り候様希御事ニ御座候

一、今日米相場立会申候得共、右驛ニ付即時ニ潰シ申候由、尤加賀米ニ而百拾七匁迄引下候由御座候、併米相庭下り候而も米小売者致申間敷、明日（是之）是ニ差支可申と噂申事御座候、以上

五月十二日

五月十二日

幸橋筋北へ入

戎町

米栗屋 土佐屋新七

米問屋 食次郎左衛門店

兵庫ニ米買持居候よし

大黒町

瓶橋西へ入

米問屋 三田屋太右衛門

同断 志布志屋弥三郎

右何れも米買持居候由ニ而打こわし申候由致伝承候事

五月十三日

一、今朝方天王寺村木津村難波村辺并平野辺搗米屋へ昨日之通

米押買ニ罷越候者多、被召捕候者も有之候由致伝承候

一、昨夜塚表米掛り商人之分三拾軒斗打こわし申候由、尤米押

買など致し候事ハ無之候由致伝承候

一、当地者追々御触も出候故歟、先静ニ相成申候、尤御触ニ在

之候通困窮其日過之者江者町々方心添遣候様との御儀ニ付、

何方も寄会相談いたし候上尅丁限り米買調置、困窮之者相糺、

人数ニ応し直段下直ニ売渡遣候積相談相決候趣相聞得申候、

右直段違損者家持方償遣候事ニ御座候、扱々一統難渋成儀御

座候

一、搗米屋一統表を、米売切一切無之趣門口ニ張札出し申候、依之大二差支町ニ寄米相調かたく候付、家持方役数ニ応し会所へ米持寄、困窮之者へ売遣し候も在之候、都而米屋得意方

買ニ参り候而も極内々式升三升ツ、目立不申様持運ひ申候事

ニ御座候、扱又米やとも米搗儀儀相成不申故、白米甚不自由

ニ御座候、何分早々米小売相始り候様相成不申候而者、一統

大差支ニ御座候、右之通当地米や小売不致候付、尼崎其外近

在之米麦之類買ニ参候者も多在之候由致伝承候、以上

一、一昨十一日玉造町々一統御役所へ罷出、米直段高直困窮仕

候者米買いたし候者数多在之故之儀ニ候間、御吟味被成下

候様願出候由、又々昨日罷出候内ニ者銘々家屋敷可奉差上候

間御救被成下候様ニ願上候茂多在之候由致伝承候事

一、昨日方之騒動ニ付、道頓堀芝居其外所々芝居并放下師之類

一統相休ミ居申由伝承いたし候

一、米穀高直ニ付当地騒ギ之様子京都へも相移り、京都町人之

内近江屋（南シ京ワトモ）忠藏と申者米夥敷買ノ高利を得候由、其外米や之内

ニも同様利徳を得候者共打こハし可申など沙汰在之候得とも、

儀勢而已ニ而其事ニも不及過行、却而七月頃方誰始るとなく

禁裏御築地江拝参夥敷、群集御百度いたし追々増長いたし候

得とも御構も無御座、後二者身元能キ者迄も男女老若打連立、

御築地を廻り候よし、只何の故といふ事もしらす、尤諸国共

騒々敷に右のことく静謐を祈る人氣誠神妙成歎、無程御救米等も出、追々静ニ相成申候也、町々方施行等有之候由委敷事者略して記さす

同六月初

一、当地因窮人江町々方施行錢志次第惣念所へ持参、御札之上夫々御割渡ニ相成候、其外銘々志之者ハ施行を遣候、委細之儀ハ永録ニ留置

一、江戸表も当地同様騒動いたし候ニ付、追々御取鎮之上御救米金御割渡被下、其上御米御壳渡御掛り伊奈半左衛門様江被仰付、御小姓組御番頭格拱津守と御任官被遊候、先年京都御奉行御勤被遊候石河土佐守様江戸御奉行被仰付、追々御しらへ在之江戸中御静謐ニ相成申候也、荒増を記ス者也、町人之内方施行いたし候者共江者同年十月頃御糺之上夫々金子百疋宛御褒美被下候由致伝承候事

史料3 大坂両替店「日記録」(天明七年 三井文庫所蔵史料)

本四六(抜書)

(天明七年五月十一日) 晴天

金五拾五匁五分五厘 為替 (下二、二匁) 金シイセ、打
銀舟エチシ、
銭八匁八分八九厘 加々米百弍拾七匁

一、今暮時過天満伊勢町茶屋吉右衛門と申造酒屋江大勢押寄、家作諸道具等打損し候由、趣意者右吉右衛門米買置、此節米

高直ニ付過分利徳在之候由、依之困窮之者共申合右躰打こハし候由風説いたし候、且船大工町松安庄右衛門へも押懸候処、兼而御手当在之候故、子刻頃離散いたし別糸無之候由、扱又安治川辺搗米屋六七軒夜中打こぼち申候由承之候、昨夜木津村米屋忝軒打潰し申候由、是者木津難波之者共之所為ニ而家作諸道具共微塵ニいたし候由伝承いたし候事

十二日

晴天

少風有 金五拾七匁七分五厘 為替同斷
銭八匁九分弍式厘 八分 加賀米百廿五匁

一、今朝西横堀淡路町角伊勢屋宗助と申米や井呉服橋東へ入所ふしやと申米や家内諸道具打損し、衣類帳面等引裂キ金銀大道へ蒔ちらし、或は諸道具横堀川へ投込申候由、夫々四軒町平野屋仁兵衛方江押懸ケ、店ノ諸道具打損し金銀蒔散し及狼藉候処、無程御役人方追々御馳付候故店打損し候迄ニ而引退キ申候由、其外所々米屋之内多分打こぼち候方在之、或は米屋ニ而百銭ニ弍升三升宛理不尽ニ買取、売不申時者打こぼち可申なと罵り、次第二買人多相成後々者米直段ニ不構五升七升或は俵物之儘ニ而持退キ候族も在之、大騒動ニ及ひ候、尤追々御手当在之右躰之族余程被召捕候由、米屋而已ニも無之、豪家之向々江者こぼちニ可参なと風説いたし、何方も粗用心いたし候様子ニ相聞得申候、御堂前小橋屋呉服店へも潰シニ可参と沙汰在之候付、店を仕廻四固ノ者相詰居候故別糸無之、

塩町小橋屋一統四軒打こハシ、別而小橋屋喜兵衛方大ニ打損し候由、其外委敷儀者聞書帳ニ留置、右之趣今夕京江戸江も別紙を以て通達候事

一、昨夜茶屋吉右衛門方騒動ニ付、御触出候、御触帳ニ留ル

五月十二日

幸橋筋北入

戒町

木葉屋 土佐屋新七

米問屋

食次郎右衛門店

兵庫ニ米買持居候よし

瓶橋西へ入

米問屋 三田屋太右衛門

米問屋

志布志屋弥三郎

右何れも米買持居候由ニ而打こわし申候由致伝承候事

十三日

晴天 昼時頃五分暫時 小雨

金五拾五匁七分五厘 為替間日 錢八匁九分四五厘 米相場無立会

一、昨日当地騒ギ之様子を聞候故歎、昨暮時過方堺表米掛り商売之分三拾軒打打コハシ候由、尤押買又者盗取候儀者無之、只打潰シ候斗之由致伝承候事

一、今日も天王寺村木津村難波村辺并平野辺搗米屋へ昨日之通米押買ニ罷越候者多く、被召捕候者も有之由致伝承候事

一、一昨十一日玉造町々一統御役所へ罷出、米直段高直困窮仕候者米買めいたし候者数多在之候間、御吟味被成下候様願出候由、又々昨日罷出候内ニ者銘々家屋敷可奉差上候間御救被成下候様願上候茂多在之候由致伝承候事

一、昨日所々米屋打損候付米屋一統商内相休候付、小買米之者可及難儀候間、一町限相糺、実々困窮之者江者町分ら心添致遣し、此上騒立不申様取斗可申旨御触廻ル

一、此間中米屋共打損し候儀并押買等之儀不屈之至ニ付、御捕手御廻り被遊候得共、猶又町々らも番人差置、右鉢之儀無之様可致旨御触廻ル

一、前書之通御触在之候付町々相談在之、町分江米買置困窮之者相糺夫々江相応ニ売渡し遣候由、此方抱屋敷之内相談相究り候分左之通

一、江戸堀式丁目之分米町分江買置、実々困窮之者へ尅升代錢百舟文宛人別応シ売人遣し、直違損銀者追而町中軒役ニ割付申積之由、金房孫一人来申聞候

一、麴町右同断、但尅升代時之相場を以売遣し候筈、右損銀も同断

一、江戸堀尅丁目右同断、但尅升代銀尅匁式分之積売渡遣し候筈、損銀同断之旨家守中嶋屋太助申来ル

一、梶木町者家持之分一日ニ尅役白米式升ツ、会所へ持寄、其米を尅升代錢百舟文宛ニ売渡し遣シ、追而右代錢家持へ割戻し申様相談相究候段、家守辻井助右衛門申来ル

但、此節之儀家守方ニも白米貯無之候間、日々米式升ツ、店ら差越呉候様申之候付、無扱承届遣

し申候、則今明日分米四升渡し遣え、但梶木町
家屋敷忝役也

一、当町内相談在之候付、山中半兵衛罷越候処、当町ニ
者格別困窮之者も相見得不申候得共、先手当無之候而
も相済申間敷ニ付、相談之上忝軒役ニ付白米貳升宛會
所江相集置、万一差詰り候者出来候時者家主と相糺、
町内へ申出次第直段者近辺格合之様ニ売渡遣し候筈ニ
候事

一、堂嶋忝町目此度手当米之義、当町内ニハ先差当り格
別困窮之ものも相見得不申候得共、近辺格合も有之候
付、先手当無之候而も相済不申候付、町中一統相談之
上新発田米忝石斗買調白米ニシテ致用意置、差詰り候
ものへハ人別ニ応シ近辺を売渡し候直段之振合ヲ以
夫々売渡し、失脚之義ハ追而役敷ニ割付可申旨相談相
究り候段、家守長浜屋小兵衛入来申聞候

一、四郎兵衛町丁代吉兵衛罷越申聞候ハ、此度手当米之
儀隣町格合も有之候付、当町裏借屋之内差詰り候仁凡
貳三拾軒斗も相見得候付、右衆中之分得与相糺手当米
売渡し遣度候、尤津軽米相調白米ニシテ人別ニ応其日
限ニ売渡し、忝升付錢^シ文位ニ売渡遣し度奉存候、尤失
脚之義ハ追而御店を御償被下度旨御願申上候、尤笠屋
五郎兵衛以參可申上筈ニ御座候処、今日者右手当米之

義付近辺示合セ等も有之候旁代ヲ以申上候段申聞候付、
相談之上無撓趣ニ付前文之通聞届遣シ候、勿論右手当
米売渡遣し候節、万端手拔無之様取斗可被申旨申達候
但、米代ハ勿論引替ニ而夫々へ相渡し候積申
談候事

十四日 晴天 金五拾五匁七分五厘 為替^(二十匁)金七シ、位^(百七、八十匁)打
八分 銀舟エチシ、
錢八匁九分三四厘 加州米百貳拾式匁

一、昨日之所ニ記シ有之候当町手当米四役分白米八升、会所へ
半兵衛持参月行事虎屋七郎兵衛へ相渡請取書取置キ候事
一、此節搗米屋共へ押買ニ参り不法之族有之候付、相恐レ自然
与搗米屋小売相休ミ居候故、却而末々不致安心可為難儀間、
聊不億、唯今迄之通相場立直段ヲ以正道之商ひ手広く可致旨
惣年寄中を触書相廻ル
一、当町内を廻文左之通

此節世間騒敷御座候付、追々御触御手当も被仰附、猶
又町々ニも昼夜番人差出置候様被仰付候、此上理不尽
之者共何方となく無法之致方可有之哉ニ付、町内一統
手当として当分昼夜六人宛番人相雇置、油断無之様無
難取斗可申積、依之夜分自身番之儀今晚を半夜代り、
暮六ツ時を九ツ時迄、同九ツ時を明六ツ時迄御勤被成、

右番人御見改可被成候、尤暮^ル木戸ヲ^レ番人差置候事
右之通今日御相談之上当分相極置申候間、此段御承知可
被成候、已上

五月十四日

年寄

月行事

家持
家守 中宛

一、四郎兵衛町借屋之内へ手当米売渡し候付、為立会庄助差遣
し候事

十五日 晴天

金五拾六匁五厘 為替^(二十一)金七^(二)シイ、打
銀舟、
錢九匁七分八^(三)式分 加州米百式拾四匁

一、伏見町家守加賀屋佐七入来、此度同町家屋敷半兵衛名前相
求候付、右町内方為祝儀銀^(二)七^(三)兩持参いたし候付、為挨拶半兵
衛儀丁内へ挨拶可罷越之処、未町向顔見世も不相濟事故追而
顔見世之節右挨拶申述候積、乍然会所迄ハ挨拶いたし置可然
候付近日罷越候積之事

一、四郎兵衛町手当米為立会庄助差遣し候事

但、今日限^(二)而相止メ申候筈^(二)候旨、笠五郎^(二)申越
候

一、菅屋久兵衛手代山本嘉助入来ニ付、久次郎致面会候処、先

達而取組之儀御頼申上候処、其節銀子御不操合御座候由被仰
下承知仕罷在候、夫^(二)外方江掛合申候得共、川浚御手伝御用
ニ付諸銀主中何れも少々宛御仕送り有之趣并錢伝取引差支相
響キ、此節市中騒働^(二)彼是之時節柄^(二)而一向銀子出方無御座、
必至之難洪当或至極ニ御座候、何分御救与被思召船^(二)、斗御
取組被下候ハ、当八月五日御金藏^(二)マ仙兩請取申候内^(二)而
御返濟可仕候、尤引当者先達而申上候通廻船七艘外ニ小家拾
ケ所斗り御座候、右ニ而御直打被下思召次第御取組之儀何分
ニも押而御頼申上候段申聞候付、何分銀子逼迫之旨程能断申
達候事

十六日 雨天折々小雨

金五拾六匁五^(二)厘五分 為替間日
錢九匁五厘五分 米相場休日

一、山本嘉助^(二)煮肴^(二)重酒^(二)老樽^(二)為挨拶為持越候ニ付、時節柄右
躰一統断ニおよび候趣程能申遣致返進候事

十七日 晴天

金五拾六匁五厘五分 為替^(二十四)金七^(五)シツツサ、打
銀舟^(十)、位
錢九匁五分六^(二)厘 加賀米百拾九匁

一、米高直ニ付末々之者困窮いたし候付、身元宜町人共方施行
之志在之候ハ、聊不及遠慮勝手次第施行いたし遣候様御触在
之候

十九日

晴天

金五拾五匁九分五厘

為替間日

錢九匁壹分貳厘

加賀米百廿式匁

昨十八日御触

一、米高直ニ而末々困窮之者へ施行之儀十六日御書出しも在之、

猶又於御役所御声掛りも在之候由、若自分施行ニ而引足り不

申、自然名前等出候儀如何ニ存候者在之候ハ、縦鳥目壹貫

文式貫文にてても不苦候間、町々相糺惣会所江可差出候、一統

難波之者へ平等ニ割遣可遣候段御触在之候

一、右同断ニ付困窮之者町々相糺、明廿日正六時迄書付を以申

上候様御触今初夜時廻ル、依之町内へ差出候書付左之通

一、今日被仰出候御触書之趣慥奉承知候、早速借屋之者

相糺候処、当時凌兼候者無御座候間、此段御書上可被

下候、已上

未五月十九日

越後屋藤二郎印

越後屋半兵衛印

年寄

苧屋佐兵衛殿

廿日

晴天

金五拾五匁九分五厘

為替間日

錢九匁壹分貳厘

加賀米百貳拾八匁

一、伊勢講当番岩崎与右衛門此間入来、右講廿日頃相勤可申御

差合無之哉相尋来り候付、此節騒々敷義暫被見合候而可然哉、

猶本店へも程克掛合被申候様申達候処、今日半兵衛本店へ外

用事ニ而罷越候節庄右衛門へ面会右伊勢講之趣申達シ候処、

彼店ニも同意之趣付、先暫延引致候積ニ申談候、猶当番江ハ

本店を被申通候積ニ候事

廿一日 晴天

金五拾六匁五厘

為替 金七シセ、打

錢九匁六七厘

銀カエシ、加州米百貳拾九匁

一、当町内を左之通

去ル十八日宗旨頭町々年寄江被仰渡候者、此節米直

段至而高直ニ付困窮人江施行之儀、当月十六日施行

致遣度存付者聊無遠慮勝手次第可仕旨被仰出候、猶

又不依多少ニ町々ニ而取斗一統ニいたし惣会所へ取

集末々平等ニ割遣可申候間、町々相調可申旨被仰渡

候ニ付、北辺町々之内施行錢員數高惣会所へ被書出

候町も有之并隣町之義も百貫文五拾貫文三拾貫文宛

町々追々相談之上相極趣ニ相聞候、依之丁内之義

も一応御相談申上置度候間、明朝飯後無御不参会所

へ御寄会可被成候、為其書付相廻候、以上

五月廿一日

年寄

廿二日 曇天

金五拾六匁五厘壹分 為替 (二十匁) 金セシ、位打
銀エチシ、七、八十匁
錢九匁七八厘 加賀米百式拾七匁

一、去ル十九日被仰出候当地困窮之者江施行之志在之者追々惣会所へ町中一統ニいたし差出候、自分名前相願し差出候者も在之候由、伝承いたし候事

一、同日被仰渡候困窮之者一町限相糺書上候処、右之者共江竈一軒ニ付鳥目百文宛相渡り候、尤年寄丁代惣会所へ罷出請取帰候由之事、右御割方甚少分ニ在之候訳者、困窮人高余り多人数ニ付御調らへも可被成候得共、左候而者及混雜候ニ付右之通御渡被遣、猶又極々困窮之者町内ニ而得与見極メ、来ル廿五日書上可申旨被仰聞候由承之候事

廿五日 雨天 金五拾六匁五厘 為替

錢九匁四五厘 加賀米百三拾七匁

一、江戸当月廿日夜騒動、江戸屋源右衛門が為相知左之通

一、当廿日夜赤坂青山辺米問屋方凡廿五六軒打こわし、初日八ツ時より南伝馬町米屋衆四五軒打こわし、夫々廿一日夜二入小あみ町伊勢町本船町米屋方不残打こわし申候、右為御知申上候、以上

五月廿五日夜亥ノ上刻

廿六日 雨天今朝雷 金五拾六匁式分五厘 為替問日

少々宛鳴 錢九匁六七厘 三分 加賀米百二拾八匁

一、昨夜御触書相廻り候付、御触帳へ相記シ、右写京江戸へ遣し候事

一、右御触書之趣付今日当町寄会有之、半兵衛藤次郎罷出右御触承知判相調、左之通書付出し申候

覚

一、御触書之趣委細承知仕候、私義ハ勿論借屋相糺シ候処、当用米之外正米并切手預ケ米預り米一切無御座候間、此段御書出し可被下候、右相違無御座候付印形仕差出申候、以上

未五月廿六日 越後屋藤次郎印

年寄

苧屋佐兵衛殿

一、右同文

越後屋半兵衛印

右同宛

一、右書付町内へ指出候付、鉄炮屋久左衛門が左之通書付取置候

覚

一、此度御触書之趣委細承知仕候、私義当用米之外正米并切手預ケ米預り米等一切無御座候、此段御町内へ御

書出シ可被下候、右相違無御座候付印形仕差出申候、
以上

未五月廿六日

鉄炮屋久左衛門印

越後屋半兵衛殿

一、当町内_レ借屋中へ施行被致候付、惣借屋中へ施行請候哉、

又ハ請不申哉之旨其家主_方早々相糺有無可申出旨申来り候ニ

付、藤次郎家守之分ハ勿論店之義付頓着不及半兵衛名前借屋

鉄炮屋久左衛門相糺候処、施行受不申段申聞候

一、右之通ニ付、藤次郎半兵衛共借屋之分施行請不申段町内へ

口上ニ而申達候事

廿七日 天気

金五拾六匁五分五厘

為替金^(三十匁)マシ、
銀^(七十八匁)エチシ、
打

銭九匁七分

加賀米百三十六匁

一、江戸飛脚_方為相知候趣左之通

一、当廿一日夜明_ケ方赤坂米問屋式拾貳^(三)三間打崩、同ハ

ツ時_方南伝馬町式丁目萬屋作兵衛殿并同所米屋方式三

軒崩シ、夫_方数寄屋川岸芝口金杉田町辺米屋方不殘こ

わし、夫_方中橋北者鎌倉川岸伊勢町舟町ニ而者白子屋

大池小池高間等、扱又堀留辺大伝馬町米屋方殿村小津

何れも崩シ大丸店少々、小舟町川村八兵衛小あみ町兵

庫屋井島居等壺屋嶋米屋方茅場町石橋なだや伊勢喜八

丁堀辺浅草御藏前札差衆花川戸町迄、是_方西神田川岸
者明神前津軽屋其外拾貳三軒斗本郷辺迄崩シ、東ハ深
川藏屋敷不殘右米屋衆并外商亮少々、夜中道戸差申候
処、車ニ而戸門等打崩シ門入申静り不申候、已上

五月廿二日

大坂屋茂兵衛

江戸屋源右衛門

右書付京都へ今夕為差登候事

一、右江戸表騒動之儀、江戸店_方四日切仕立飛脚ニ而京店江通

達在之、則来状并願書写共今午ノ半刻出通り走りニ而申来暮

時着、左之通

一筆致啓上候、然者昨夕当地騒々敷様子荒方申進候相違

御承知可被成存候、其節申入候御慈悲願書并被仰渡候書

付之写今夕為差登申候、御一覽可被成候

一、一昨廿日夜赤坂辺ニ而春米屋三拾九軒打崩シ、米穀有

合候分切解大道へ蒔散シ、其外家内荒申候由

一、廿一日八ツ時頃_方芝口ニ而米屋三四軒打崩し、夫_方南

伝馬町万屋作兵衛方へ手紙ニ而追付打崩ニ參候間致用心

候様にと申參候ニ付名主へ相断申候由、無程子共五六人

參り見世へ石投打扱いたし、夫_方人数段々相重り米小豆

有合ノ分一緒ニいたし大道江蒔散し、二階へ上り長持箆

箆之類不殘屋ねより投下し散々打碎、中之衣類夜具之類

寸々ニ切、帳面悉切破候而山のことく積有之由、夫_方新

堀町箱崎町小網町小ふね町堀江町いせ町大伝馬町鉄鉋町
白銀町塩町神田辺ニ而佐久間町鎌倉川岸御藏前米屋大方
不残打崩シ申候、米屋を第一二目ニ付其外油屋酒屋干物
や之類崩され申候、其内には余商売のものも門並にて打
崩シ候所も有之候由、両御奉行様御出馬与力同心衆大勢
御駈付御製シ被成候得共、多人数之事ニ而中々御手ニ余
り候御様子之由、所々にて余程被召捕候者も在之由

南伝馬町

田辺清二郎

万屋作兵衛

田辺清兵衛

伊勢屋小兵衛

旅籠町

大丸呉服店

是ハ少々崩酒敷を
給へ候よし

通油町

一、兼種商売にて
米買込候よし

春米屋

小キ
米屋

馬喰町

大伝馬町

殿村両替店

老丁目本綿店
同 綿店
同側不残

八木屋

須賀屋

小津清左衛門

是ハ酒樽十八出シ断申無事

紙屋 村田彦左衛門

大和屋三郎兵衛

横山町左り横町

春米屋

米屋

及ひすやと申甘酒屋

横山町

志摩屋
但酒総候よし無事

浅草御門外

米屋

春米屋

奈良茶屋

兩替屋

酒屋

米屋

下野屋

木戸際 柏餅屋

鉄炮町

そばや 山田屋惣兵衛

名酒屋

神田紺屋町三丁目

春米屋

神田式丁目

春米屋

干物屋

春米屋

大六天横町

米屋四軒程

御藏前通

新天王橋向坂倉
新米屋戸二当
残米屋新堀ニ
通リ候横町角
酒屋

米屋不残

石町四丁目

中村喜兵衛

味噌屋 遠州屋与兵衛

水油屋 丸屋与右衛門

銀町四丁目

日野屋

三河屋

尾張屋

外ニ
春米屋

弁慶橋

一、 佐久間町三丁目

米屋式軒

讚岐屋

三田屋

足利屋式軒

一、 佐久間町四丁目

豐鳴屋

鎌倉川岸

一、 米屋四軒

一、 小網町二面

米屋其外共

式拾三軒

本船町川岸

伊勢町道定橋迄

家並五拾壹軒

米屋多余商売も

有之

一、

内田屋と申酒屋

外二質屋池田屋

米屋不残

佐久間町目式丁目

新シ橋向久右衛門町

一、 米屋四軒

堀江町四丁二面

一、 米屋七八軒

小船町

米屋其外共

拾壹軒

箱崎町此方屋敷

表側不残

是ハ色々商売在之

何れも地貨之仁也

右之内関口と申米屋斗二階

下共打崩シ候、其外者表戸

斗破り候よし

右之通荒方承候分御座候、右之外牛込辺本郷丸山ニ茂

所々相崩候処夥敷事御座候、是者委細ニ知不申候、尤右

之内表之戸斗分割格別荒不申処余程有之候よし、小網町

兵庫屋弥兵衛方大荒川岸土蔵ニ米百俵斗有之を三拾俵程

切解井戸江打込候由、御蔵前ニ而伊勢屋四郎右衛門大キ

ニ相崩候よし、本船町白子屋と申米屋是も二階迄も打崩

候よし、委敷事者相知不申候、扱々前代未聞之事其不安

心ニ罷在候、当店証文籠筒其外諸帳面等穴蔵へ仕舞夜前

者惣容起居申候、両店共万一押掛参候ハ、酒握り飯杯差

出相宥可申与致用意居候処、何之障りも無御座先難有奉

存候、何卒最早相鎮り候様希申候、当店両店共今日者見

世明不申両店者格子を入居被申候

一、南伝馬町米屋之内ニ昨日相逃候米屋壹軒有之、今日打

崩ニ参り候杯噂有之候哉、白米壹升百文ニ売候よしニ付

夥敷買入参り申候よし

一、此間新堀鹿鳴屋と申所ニ而三日之間百銅ニ白米七合宛

売申候よしニ御座候

一、此方抱屋敷之内南茅場町ニ米屋四軒有之、是茂打崩シ

米小豆之類有合候分切解大道へ蒔散候よし

一、右之通ニ而今日茂相鎮り不申、九ツ時大工町向店中店江

三四人参り米を貸呉候様申候ニ付、此方者米屋ニ而無之

少々所持之米有之候得共是者大勢之致飯米ニ候付かし進

候事ニ相成不申段断申候処、随分何角共存居候間かし呉

候様与申募りとや、と大勢押込理不尽ニ米大豆之類持

出申候得共中々防方無之、乍見不残奪取られ申候、其中

同心衆御出候而漸鎮り申候、本店中店へも參候処、門口ニ大勢齋之者居申候故内江這入不申、先相通レ申候、向店中店ニ有之候米八拾俵大豆拾五俵斗有之候処不殘奪取申候よしニ御座候、何卒駿河町へ參り不申、是限りにて相鎮り候様ニと奉希候、扱々不大形不安心成事ニ而何与成行候事哉覽と心痛仕罷在候、大坂ニも右林之儀有之候段今日書狀到着承知いたし扱々恐敷事ニ御座候、右之段主中様方へ可被仰上候、嗚々御案シ可被遊と奉存候、此書狀本店申合四日限幸便ニ京登申候、已上

江戸店

五月廿二日申上刻出

京店宛

書附を以申上候

一、打統米直段至高直ニ付町中一統困窮仕、別而其日稼仕候者共儀者渡世格別ニ出情仕、免食糧相用イ取統罷在候得共、右之者共之内ニ茂病人或者厄介多ニ而取統兼候もの御座候得者御しらへ之上御願申上、追々御救米頂載仕候ニ付餓死仕候もの茂無御座一統難有仕合奉存候、且又米穀之儀問屋共茂荷主へ掛ケ合預ケ米等貯不置、仲買ニ不限米商売人江者勿論、素人江茂直段引下勝手次第直売仕候様御触被成下候得共、兎角米穀払底ニ而追日米直

段高直ニ罷成、当月上旬迄者金壹兩ニ付玄米三斗より三斗四五升仕、小売米之儀ハ百文ニ付白米四合より四合五勺位相当り候得共、一兩日已来者金壹兩ニ付玄米式斗位之相庭ニ而白米ハ百文ニ付三合内ニ茂相当り可申哉ニ奉存候、唯今迄輕きもの共之儀者不及申、人数多ニ而相庭ニ家業仕候者茂渡世相助ミ、少茂無油断免食糧等重ニ相用イ仮成ニ取統罷在候、右ニ付当月十一日被仰渡茂有之儀故右被仰渡之趣ハ不洩様逐一為申聞一統難有奉存候、猶又暮方失墜無之様無油断取統候得共、米相庭右之通日増ニ高直ニ罷成、小売重ニ仕候春米屋共儀茂少元手ニ而商売難取統ニ付一兩日者多分渡世相休候もの有之、勿論米穀之儀ニ付候而者両町 御奉行様種々御勘弁茂被遊候旨奉承知候之間、可相成たけ名主共利害申聞馳立不申様取斗候得共、前書之通日々米直段引上當時米相庭ニ而居り有之候様ニ成行候而者、輕キ者共者不及申、相庭ニ取統候もの茂唯今迄年々暮方而已難儀仕、此節迄漸仮成ニ取統暮方ニ手を尽し候上之事ニ付、町中身上善悪之無差別一統差詰り可申、其上日用之飯米ニ差支、或其日稼にて茂飯米料ニ茂引足り申間敷、且又先達而方御触被仰渡等も御座候儀ニ付町中家主共御慈悲願ニ罷出候儀茂恐多キ事ニ付、名主共ハ種々利害申聞差留候間、家主共之儀ハ其段相弁へ候得共、店々之者共ハ取統兼候趣一向ニ

相款候間、不得止事御慈悲願ニ罷出候町茂御座候ニ付、

其時之御奉行様御慈悲御憐愍之御利害被為仰渡候間罷帰、
店々之者へ茂右之趣委敷申聞相宥置、名主共儀も猶又得
与家主共江輕きもの共騒立不申様利害為申聞置候得共、
追日差詰り取統兼候もの多相成候様ニ而者町中一統必至
と難儀仕自然与騒立可申哉と奉存候、右之段御聞濟被成
下、此上御救御慈悲之儀一統行届候様奉願上候、尤右躰
申上候儀者甚奉恐入候得共町中一同相款候事故不得止事
無是悲此段申上候、已上

天明七年未五月十八日

南北年番

名主

右之通今日南北小口年番申合、奈良屋市右衛門殿へ書面
差出候処、御伺之上御沙汰可有之旨被申聞候間、町々騒
立不申様前書之趣御支配町々江可被仰渡候、此段御達申
候、已上

未五月十八日

北方中通り

年番

右之通年番より書面差上候趣、町々店々不洩様可被申聞
候、已上

名主

五月十九日

右之趣名主殿へ被申聞候、已上

行事

忠次郎

同日

口上之覚

打統米直段至而高直ニ付町方及困窮候処、此節者米払底
ニ付小売商内相休候所茂有之難儀之趣相聞候ニ付、時々
相庭を以米買請望之者者名主支配限相しらへ、宥人前一
日式合宛五日分一升之積り別紙案文之通名主押切之書付
を以、本船町伊勢町小船町米仲買共之内へ月行事差添買
請ニ可罷出候、右者差当難儀を相凌候ため当分右之通被
仰付候間、此旨組合不洩様早々申通し明後廿一日より買
請ニ罷越可申候

但、名主無之町々者月行事右之趣相心得取斗可申候

未五月十九日

覚

名主押切

一、米 何程

何人分

内女并小兒何人

但、宥人前一日式合宛日数五日分壹升之積り、女并小

児者一日壹合宛五日分五合之積

右之通支配分買請相望候、已上

何町

名主誰

何月幾日

本船町

伊勢町

小舟町

米仲買中

下ケ札

本文押切書付之儀買請人壹町限ニ被成候而者口数多米屋共方ニ而混雜可仕候間、御支配限一紙ニ人数高御書加江御支配町銘不殘御認何ノ誰と被成、米高之処本文之通押切割印被成可被遣候、尤御名前之下江者御印形ニハ不及候

本船町

伊勢町 米仲買

小船町

右之通河岸蔵ニ紙札張置候

一、昨十八日南北小口年番より米高直ニ付一同困窮之趣申立候ニ付、奈良屋市右衛門殿ニ茂猶又勘弁之上委細被申立候、依之此度入津米買請之儀昨十九日甲斐守様御内寄合ニおひて被仰渡候段市右衛門殿被申聞、別紙名主方より之押切書付下書を被相渡候ニ付御達シ申候、依之本船町伊勢町小船町米仲買共方江前書御下書之通各様押切書付并代金を持、買請人二月行事差添米調ニ罷越、尤右買請罷越候節せり合混雜不致様ニ可申付旨市右衛門殿情々

被申渡候間、此段御支配町々江可被仰渡候

但、右売米者六日米ニ有之候間其段茂相心得候様被仰渡、勿論時相庭を以相對之儀ニ付、買請人亦者月行司共方一心得違ひニ而かさつ不法之儀有之候而ハ如何之儀ニ付、此段も心得違ひ無之様得与可被仰渡候

右売米買請候者五日分日数之内八重ニ買請不申様、是又御しらへ被成可然存候

未五月廿日

北方中通り
年番

右之通名主殿被申渡候

行事
忠次郎

一、今朝致通達候買請米之儀、縦者輕きもの共之内ニ而も主人方へ通奉公等いたし候もの、又者町々江抱置候書役之類者不及申、其外右ニ准シ主人方手当有之もの者相除キ、日用之飯米当日跟調候程之者はかり買請候様御取斗可然候、此段南北年番申合候間御達申候

右之通年番申来り候、以上

名主

神田鍋町御慈悲願ニ罷出候願書之写

乍恐書付奉願上候

一、神田鍋町家主奉申上候、諸色米穀高直ニ付度々御触被仰出候ニ付乍恐奉畏候、然ル処去ル卯年（一）引続米穀高直ニ罷在候上至而米高直ニ付、町内一統及難波誠ニ困窮仕、粥糧等割合少々宛相用ひ候得共可及飢事ニ付、店々之者共何れ相願呉候様度々申出候得共、錢相庭等茂引上候得者米も少しハ下直ニ可相成哉ニ而押宥罷在候内、一両日者別而米高直ニ付春米屋共ハ売買相休罷在候得共、裏店之者共迄其日稼（二）之者共故右米屋相休候上者可及飢趣申入候ニ付、無是悲御訴訟申上候、何卒御慈悲を以御救被成下候様ニ町内一統難有仕合奉存候、已上

神田鍋町

月行事 徳兵衛

同

五人組 小兵衛

同東横町

月行司 源兵衛

同西横町

月行事 忠 藏

同北横町

月行事 源 八

右願書差上候処、前書同様之被仰渡ニ而随分相稼凌候様ニと御利害被仰渡候由

廿八日 曇天八時雷雨 金五拾六匁五六歩 米相庭休日御由
錢九匁七厘 為替江戸騒ニ付取引なし

一、江戸騒キ筋ニ付彼地為替方兩替五軒ハ当地兩替方江通達有之、暫為替取組見合候様申参候由、炭安手代断ニ参候事

一、米穀高直ニ付困窮之者江町々限并身元宜キ者ヲ追々施行在之、且借屋在之者夫々借屋江合力いたし候事ニ付、先日京都へも相同御聞濟在之候付、相談之上、当地抱屋敷借屋之内困窮之者へ人別島目七舟文宛施行致遣候様諸家守中呼寄書付を以申達候事

一、去ル廿二日相記候通、末々極困窮之者去ル廿五日町々書出候者共江籠宅軒ニ島目百文、且人別壹人ニ百四拾八文宛之積、於惣会所昨今ニ相渡り申候由、譬者老人住之者者式百四十八文、或人住者四百文、其余右ニ准し老人ニ付百四十八文宛相増候事

廿九日 午時前（一） 雨（二） 金五拾七匁六七分 為替間日
錢八匁九分八九リ 昼相場九匁式三分

一、去ル廿四日浜方年行司東御役所江被召出、此度江戸表（一）御買米マ万サ仙石被仰付候条早々相調へ候様被仰渡候付、此節当地有米至而無数中々相調申間敷候段精々御断申上候而漸（二）万石御請申上則去ル廿六日右イ万石買調其趣御届申上候由、直段者加州米津輕米新発田米平均舟マシチ、替之由、然ル処

又々七万^(三)仙石^(五)何分ニも相調候様被仰渡無是非罷帰随分買立候処、中々都合不致、漸イ万七^(二)仙石色々^(三)といたし相調其趣申上、此余者逆も相調不申段申上候処、いつれニ右七^(二)万^(五)万^(三)仙石之御高出来不申候而者相濟不申候間諸方切手所持之者多少ニよらず吟味いたし候様嚴敷被仰渡、依之諸方壳先迄吟味いたし夫々書出し申候由、然レとも中々^(三)残イ^(三)万^(三)仙石者相調中間敷由、就者昨今相庭立会不申、勿論浜方ニ者一向米無之由、漸小^(百二十八卷)麦大豆なと少々商内在之候斗之由、肥後小^(百二十八卷)麦斗セシチ、ニ而商内在之候由、右之趣ニ付米屋小壳相休候者も在之、此末如何可有之哉と何方ニも案し居候噂而已承り候、當時買持在之候分尾州様紀州様姫路其外御大名様方ニも凡七^(三)万^(三)石斗も在之候由、併右之内ニ者未買入出来不申分も在之候得とも御屋敷〳〵御屈之高右之通ニ候由、其外町人飯米之手当或者上積注文未積残リ在之分共不殘書上候事之由噂承り申候事

一、天満いせ町茶屋吉右衛門方ニ薩州赤米其外雜穀類合^(三)マ舟ツシ石斗所持在之候由、塩町小橋屋喜兵衛方買持米余程在之候処先日騒ギ已来追々壳払當時マツ^(三)仙石斗^(四)相残リ在之候由、是者未船着不申下辺ニ在之米高之由、最初御札之節一向買持不仕段申上候処御吟味之上右之通所持米在之候付、兩人共家内付立町内へ御預ケニ相成候由致伝承候事

一、抱屋敷借屋中江施行之儀、昨日家守中江相渡し候書付左之通

口上之覚

一、此節八木格別高直ニ付、借屋衆中之内至而困窮之仁江者忝人前鳥目式百文宛人別差贈り中度候、尤家別ニ差送り可申様ニも存候得とも、左候時者少人数之借屋中割合宜相成多人数之借屋中割合相減候付、平等之心持を以右之通取斗申候条、此段心得違無之様夫々江御申通人数御糺御申越可被成候、不及申此方〴〵押而差送り候儀ニ而者曾而無之候、向方〴〵相望被申候ハ、前件之通忝人前式百文宛之積を以勝手次第御施シ可被成候、已上

未五月

右之通書付相渡置候処、外並借屋江之施行大方軒別之方多ク在之候故哉、右人別之思召者随分御尤ニ者存候得共、却而混雜之儀も可有之哉、矢張軒別之方外並ニ応し候而借屋中之請可宜旨家守存念申出候者多分在之、又右人別七舟文^(二)ニ而随分借屋之者納得仕難在存可申と申出候も在之、或は町内家守中申定在之町者其趣申參候も在之、色々訊違候得共、先多分軒別之方可然旨申參候ニ付、猶又相談之上軒別鳥目イ^(二)文宛差遣し候様相決、則右之趣家守中へも申達、今日〴〵追々借屋中へ相施申候、委細之儀者施行一件別帳ニ記ス

一、今日金相場俄ニ引上、二番九匁式三分迄引上候、右之趣意者色々風説在之不相分候得共、先江戸騒ギニ付為替出来不申

候ニ付正金下シニ不致候而者相成不申、依之小判入口多既式
朱判（二）継賃も格別ニ高直ニ相成候、又此間御買上米イ万石代銀
イ仙（三）セマ舟（四）、鴻善油彦兩家へ今日請取帰り申候由、追々御
買米代銀出可申哉、且陰氣旁ニ而引上候事之由、取沙汰承り
候事

二番七匁也

晴天 金五拾七匁八分八匁

六月朔日 錢八匁九分三四り

為替取引なし

米相場休日

御月番 佐野備後守様
酒井与左衛門様

下番手前

一、今曉寅刻頃当町会所（一）半兵衛藤次郎呼ニ參、則藤次郎罷出
候処、先月廿六日相糺し印形取置候通此節当用米之外正米并
正米切手預り米預ケ米共殊無之候哉今一応得与相糺候様昨夜
惣会所ニおゐて被仰渡候間、猶又相糺候上有無今朝惣会所へ
申出候付、弥廿六日申出候通相違無之哉と年寄被相尋候付、
即答ニ右廿六日書付印形仕候通右鉢之儀一切無之候段申達候
処、又々相違無之旨町内一統印形取之候事

一、昨日相記置候御買米（二）七万（三）仙石之儀、昨夜年行司御役所へ
被召出、右御買米之儀暫御見合被為成候間當時可相調由之
イ万（四）七（五）仙石之内も三分一者勝手次第売買可致、三分二者先当
分浜方ニ除置候様可致段被仰付候由、依之今朝者少々浜方相

ゆるみ世上共先安氣之筋ニ相聞得申候、尤前書相記候正米并
切手等御糺之儀者随分困もの無之様之御尋と申噂二候、今日
者愛染会越ニ付相庭者休日ニ付直段相知不申候事

一、此間中米相庭立会不申且有米御糺等も在之候ニ付、搗米屋
共小売不致相休居候者多在之候付、右鉢にては又々其日過之
者可及難儀候間、随分無遠慮小売等早々相始候様との御触廻
ル

晴天 金五拾七匁三分

二日 錢九匁八分三四厘

為替

一、梶木町借屋中江施行被成下難有旨、惣名代として河内屋喜
兵衛ト申者為御礼罷越ス

五日 快晴甚暑 申四刻土用ニ入 金五拾七匁七分

猛過曇ル雷少鳴

錢八匁九分三四り

加賀米百六拾目

一、江戸表騒働（一）ニ付廿四日出無番狀今五日申刻到着、則米狀
并聞書荒増扣置、委細之儀者聞書帳ニ有、御触書も同斷

一、昨廿二日申上刻出京都江四日限之書狀差出、其元江も被
相達候様及通達候、相達御披見当地之様子御承知可被成存
候
一、昨日此辺者先何事も無之候、与力同心衆御廻り嚴敷、其

表向取引なく内景氣

金セシ、（二）

為替 銀マシ、（三）

上御先手方御十頭御組御召連御廻り御召捕御手ニ余り候ハ、切捨ニ被成候様被仰渡、町方ニ而も随分相防手ニ余り候ハ、少々打殺候而も不苦候之段御番所ニ而被仰渡候由ニ而町々も氣強相成、鳶之者大勢岡木戸江相拍早拍子木を相凶ニ家々方棒持出鉢巻ニ目印致同志討無之様申合致用心罷在候故哉、昨晩者何事も無御座候、併一昨晩三四度早拍子木ニ而相騒候所何方江參ル与申事も相見得不申、昨晚一兩度同様ニ御座候得共騒候斗ニ而何事も無之候、駿河町三店芝口店共別条無御座難有大慶奉存候

一、右之通此辺者先静ニ御座候得共、昨日者端々ニ而高輪、品川、本所、深川、千住、駒込、丸山、本郷、小石川、牛込辺段々打潰候由、大騒^動ニ而御座候

一、右之通ニ而米屋春米屋共方米売不申大差支ニ相成、米雜穀商売杯江參り理不尽ニ買取或代錢不差置奪取之族も有之候付、御上方其御手当御座候而商売相初候様ニ被仰出候、
則 (以下、記載ナシ)

一、此方店々世上共大方商売相休罷在、此節之様子中々筆紙ニ難尽恐鋪事ニ而誠前代未聞之儀ニ御座候

一、御買請米今日日本橋四日市ニおゐて名主立会ニ而先達而伊勢町米屋共江被仰付候買請米被仰出候

一、昨日町年寄奈良屋殿方兩替屋仲間呼ニ參り、今日御蔵方金七万兩出候間、一夜預り候様被申渡候ニ付、此節騒々敷

御座候間御免被下候杯断申達候処、成程尤之事ニ候得共段々相鎮候得者相預り可申、勿論御手当御用金一夜之事ニ候間断被申候而者為ニ相成間敷与被申渡候ニ付、不得止事仲間六軒江相預り申候、然ル所今日右御金御蔵方出候ニ付仲間方御蔵江罷出御世話致候、御金者北御番所御蔵江入候、此金子町方江被下候御金ニ可有御座被存候

一、右之通御捕方嚴鋪、御米金等御手当被成下、御触も出候ニ付治り候哉、今日者何方方參り候噂も無御座、少々穩ニ御座候、何卒相統追日相鎮り諸商売も相始候様奉希候、先々右之段為可得御意如斯御座候、以上

五月廿四日

江戸店

六人

大坂店五人宛

聞書

一、今廿二日七ツ時前、通式丁目白木屋之米を車ニ而曳參り候を大勢ニ而取ニ掛り、廻り之衆御出四人被召捕、残り外^邊散候由

一、今七ツ時方町々木戸ノ潜方往来致候様被仰渡、町々木戸打申候、往来人夥敷事ニ御座候

方角平人平吉見分三拾三軒、御蔵前天王橋辺三軒、御門跡前式軒、光徳寺前六軒、池ノ端中町三軒、湯鳴天

神下三軒、同所裏門前拾八軒、本郷六町目方壱丁目迄
五軒、神田明神下、但下谷方美濃輪辺者只今最中之由、
八官町ニ而春米屋三軒、新肴町ニ而伊勢屋半兵衛御屋
敷方江舂入致候米屋土蔵江詰置候米五拾俵斗も被盜取
候由、深川本所辺米屋、青物町新道春米屋二軒、左内
町米屋

一、今日昼之内殊之外此辺騒々敷、本店江五人飯を給させ呉
候様申参り、則振舞遣候、然ル所右之儀御番所江相知候由
ニ而名主助右衛門殿被申聞候者此後右躰之者共参候ハ、振
舞置、直ニ名主方江申聞候様被申候段、和田七右衛門本店
江申来候

一、此方抱之者呼寄置、参候ハ、酒杯振舞相有置、直ニ御捕
方御願申上候積、家守中与手筈致置候事

一、豊田庄兵衛其外所々豊田ニ者紀州米与申候得共不聞分取
敷候由

一、坂本町万屋長右衛門申来候者、町内ニ米買貯置候者有之、
此米を町内ニ売渡候様町内方町限り軽キ者江白米ニして売
遣候様被仰渡候、右舂賃地主方方御出被下候様ニと申参り
町内一統之儀ニ付聞届遣候事

一、玄米式斗七升替ニ而買請 一、白米ニノ百文ニ四合七勺ニ売渡ス
右之通申来ル

一、昨日中店ニ而米を奪候者者大方近所之者ニ而、今日ニ相
成内々ニ返し申度段申参候者余程有之候得共、御訴申上候
事故内々ニ而受取申事相成不申段申遣候由
一、御先手十頭町方騒々敷候ニ付、所々相廻召捕候様被仰渡
候

長谷川平蔵様 松平庄左衛門様 安部平吉様 河野庄左
衛門様 安藤又兵衛様 柴田三右衛門様 小野治右衛門
様 武藤庄兵衛様 奥村忠太郎様 鈴木弾正少弼様
町方騒々敷趣相聞得候ニ付、組之者召連今日方相廻りあは
れ候者共召捕町奉行江可被相渡候、尤手ニ余り候ハ、切捨
ニ致候而も不苦候間、其趣可被相心得候

右之通被仰出候由、其外御触書并委細之儀者聞書ニ有

六日 快晴 金五拾七匁五分 為替間日
銭八匁九分六厘 加賀米(記載ナシ)

一、今晚月次寄会相勤相談之上左之通

一、此度当地抱屋敷借屋中并出入方等へ施行之儀京都へ
相伺候処御聞濟御座候付、惣借屋中江者先日方追々施
行いたし相濟申候、出入方之儀此節合力之願等者不致
候得共、去ル辰年米穀高直之節合力も致遣候儀ニ付左
之通

一、鳥目式貫文宛

出入方七人江

此錢千四百圓シツ、百十八匁一分文代舟セシチ、イ入七兵衛半右衛門義兵衛

但去ル辰年者白米式斗宛

此代銀二十五匁セシサ、ニ当ル

当地限了簡を以合力致し遣シ候

此度之儀時節柄相減セ二十匁メ宛遣ス

十一日 快晴

金五拾七匁五厘

為替二十匁 金セシ、打
銀三、四十匁 マツシ、

錢八匁九分九厘

加買米百三拾五匁

一、玉水町家守錢屋武兵衛暑氣見舞入来、且先達而借家中施行
挨拶有之候事

史料 4 大坂両替店「永録」(安永六年)寛政六年 三井文庫

所藏史料 本一一八)抄録

天明七丁未年五月施行記

一、去ル天明二寅年已後打続米穀高直世上及難儀候付、去ル辰年春追々御吟味在之、米買メ致候もの共御咎被仰付、右買持米之分至而下直ニ町々江御売渡被成、町々おみて末々之者江下直ニ売渡遣候様被仰附候、且於所々志之者ヲ施行等致候趣相聞候、然ル処辰年秋作大概出来宜故歎、翌巳年者米直段

も少々下直ニ相成相緩候方ニ在之候処、去午秋関東筋出水大損毛其外諸国共作毛不熟由ニ而米穀段々高直ニ相成候、依之諸国酒造是迄御定高半石潰ニ被仰付候、其後亦御定高三ヶ一遣被仰付候、尤江戸表別而米高直ニ付当未正月於大坂老万石余御買米御船廻しニ相成候、扱又当地も米穀無数ニ付直段次第二高直、当五月前肥後米味入老石三四升ニ而百式拾八九匁迄相庭引上申候、扱節句後加州米ニ建替り候処弥高直味入九斗四五升百三拾目ニ相成候、加州米建物ニ相成候儀ハ二十余ヶ年已前も今年迄無之候、此節外米甚無数故加州米建米ニ相成申候由、白米ニ而石ニ付式百目に売、上米者無之随分下米ニ而式百文迄引上未曾有之高直身軽之もの大困窮ニ及候、右之通米穀高直有米無数当秋新穀廻着迄之取続無覚束候ニ付、たとひ身元宜者迎も朝夕かゆを給諸事儉約相用ひ候様、且米買置少しも致間鋪候、米屋共も一分之利潤を不存正意之直段を以売渡可申旨追々御触有之候、然ル処五月十一日夜天満伊勢町茶屋吉右衛門宅江大勢押寄家作諸道具打損し、翌十二日者諸方米屋其外數十ヶ所打崩し、或者少々之備ヲ以米穀押買いたし、亦者奪取候旗(旗)も在之大騒動ニ及ひ候付、早速御手当ヲ以御取静有之候而十三日ハ先相治り申候、右打潰し候意趣者当五月節前米代売掛銀米屋方取集候上節句後掛売一切不致旨米屋一統申固メ候由、依之末々之もの必至と差詰り大ニ意恨含シ、且米買メ致候ものも在之趣聞知人氣立候故与相聞

得候、右之通ニ付米屋中一統商相休ミ候故弥差支、困窮之もの飢ニも可及趣ニ付御触有之、一町限相糺心添いたし遣、此上騒キ立不申様取斗可申様被仰出候付、於町々米買調置末々之ものへ者日々人数ニ応し直段下直ニ売渡遣し、右直違之失墜ハ町中家持へ割付償申候事候、此方抱屋鋪割付償銀奥ニ記ス

一、右之通末々之もの及困窮候付、施行志之者者聊遠慮なく勝手次第可致候、若名前等相頭し候儀如何ニ存候もの者其町々一統相結ひ惣会所江可書出候、志者多少ニ限らず惣貫文武貫文ニ而も可書出候、右書出高ハ於惣会所町々困窮人御調之上御割渡可被遣段被仰渡候、依之町々志次第出錢いたし、又自身名前を頭し出錢致候ものも在之候、借又困窮人町々限相糺書上候様被仰渡、即五月廿日町々書出候処、同廿二日竜老軒ニ付錢百文ツ、御割渡被成候上、尚又極々困窮之もの得与相糺書上候様被仰渡、則書出候処、同廿八日極困窮之もの竜老軒ニ付百文ツ、并人別老入前二百五拾文ツ、御割渡被下候、譬者老入住之もの式百五拾文、式人住者四百文ニ相当り申候、其余者人別ニ応し右之割を以御割渡ニ相成申候、右出錢之儀其町柄ニ随ひ惣会所へ差出し、且其町限借屋困窮之ものへ施行いたし候町々も有之、此割方役割顔割ニ致候も在之候得共多分志次第取集候趣ニ付身元宜キ家持ハ過分出錢致候事ニ候、此方抱屋鋪町々出錢之割奥ニ記ス

一、右之趣ニ付身元宜キ者者無縁之町々江も困窮人之分江施行いたし候ものも有之候、抱屋鋪借屋中并出入方等へ追々施行致候趣相聞得申候、此方近年此節柄之上前文之通町々割も相掛り旁別段施行之儀意劫成儀ニ候得共、外々一統施行いたし候義故此方借屋之内ニも彼是取沙汰いたし候趣ニ付不得止事、京都へ相伺候処御聞濟有之候ニ付、猶亦外並承合惣借屋中并新田下百姓之分当店出入方之もの等へ施行いたし候分左ニ記ス

右前書相記候外追々御触、且江戸表其外諸方騒キ之様子日記録御触帳等ニ相記候ニ付、略々当地近年之様子荒増此所ニ相記置候事

元方持抱屋鋪施行左之通

- 一、五拾目四分 高麗橋老丁目四軒役分
町中ハ施行錢割サ^(五貫六匁)カ舟文代
- 一、七匁四厘 家守へ心付式朱一片代
- 一、式拾五匁式分 右同町式軒役分町中ハ
施行錢セ^(二匁八匁)チ舟文代
- 一、九匁 本靱町老軒役
右同断錢イ^(二匁)文代
- 一、式拾五匁式分 高麗橋老丁目式軒役
右同断錢セ^(二匁八匁)チ舟文代
- 一、七匁四厘 家守江心付式朱一片代

- 一、式拾四匁九分壹厘
右同町八百屋町角屋敷分
町中(二貫八百)施行銭割セメチ舟文代
- 一、百式拾六匁七分
右同所借屋拾四軒へ施行
銭シツ(千四百)メ文代
但軒別イメ文ツ、(二貫)
- 一、拾四匁八厘
家守江心付金舟正代
- 一、拾八匁六分九厘
右同町老軒半役分町中(二貫百)
施行銭割セメ舟文代
- 一、五拾八匁八分貳厘
右同所借屋七軒江施行
銭カ(六貫五百)メサ舟文代
六軒ハイ(二貫)メ文ツ、
但老軒ハサ舟文(五百)
- 一、拾九匁三分
玉水町困窮人手当米
売損償町中わり
- 一、百九拾八匁
右同所借屋貳拾貳軒江施行
銭セシ(二貫七)セメ文代
但軒別イメ文ツ、(二貫)
- 一、拾四匁七厘
家守へ心附金舟正代
- 一、百壹匁三分七厘
京町堀四丁目町中(百)
- 一、六百拾匁六分四厘
困窮人手当米償并施行銭割
右同所借屋六拾八軒江
- 一、拾七匁貳分
右同所借屋拾四軒へ施行
銭シツ(千四百)メ文代
- 一、九拾壹匁
但軒別イメ文ツ、(二貫)
- 一、七匁四厘
家守へ心付式朱一片代
- 一、銀壹貫四百式拾六匁三分六厘
家方目録へ出ス
- 御持分抱屋敷施行左之通
- 一、拾匁貳分
高麗橋三丁目町内
困窮人手当米割
- 一、五拾四匁九分
右同所町内(六貫)へ施行銭
割カ(六貫)メ文代
- 一、五拾四匁三分
平野町老丁目右同斷
銭カ(六貫)メ文代
- 一、百拾七匁六分五厘
右同所借屋拾三軒江
施行銭シマ(二貫)メ文代
但軒別イメ文ツ、(二貫)
- 一、拾四匁七厘
家守へ心附金舟正代
- 一、拾九匁五分
江戸堀貳丁目町内困窮人
手当米償割
- 施行銭カシ(六十八貫)チメ文代
但軒別イメ文ツ、(二貫)
- 家守兩人江心付銀ツ兩(四)
- 備後町町中へ施行銭
割シ(十貫)メ文代

- | | |
|---|---|
| <p>一、百五十拾目三分
右同所町中^(十六貫)方施行
錢シカメ^(十六貫)文代</p> <p>一、三百八拾八匁式分九厘
右同所借屋四拾三軒江
施行錢ツシマ^(四十二貫)メ^(二貫)文代
但軒別イ^(二貫)メ^(二貫)文ツ、</p> <p>一、拾四匁七厘
家守心附金舟正代</p> <p>一、百八拾貳匁
麴町町中^(二貫)方施行錢割
錢セシ^(二十貫)メ^(二貫)文代</p> <p>一、百貳拾六匁四分貳厘
右同所借屋拾四軒へ
施行錢シツ^(十四貫)メ^(二貫)文代
但軒別イ^(二貫)メ^(二貫)文ツ、</p> <p>一、四匁八分
右同所丁代下役江合力
町中割</p> <p>一、拾八匁貳分四厘
齋藤町町内困窮人江
手当米償割</p> <p>一、貳百貳拾四匁五分
右同所右同断施行錢
割セシ^(二十五貫)サ^(二貫)メ^(二貫)文代</p> <p>一、拾八匁六厘
右同所^(二貫)方惣会所差出候
施行錢割セ^(二貫)メ^(二貫)文代</p> <p>一、七百六拾七匁五分五厘
右同所借屋八拾五軒へ
施行錢チシサ^(八十五貫)メ^(二貫)文代
但軒別イ^(二貫)メ^(二貫)文ツ、</p> | <p>一、拾四匁七厘
家守へ心附金舟^(百)正代</p> <p>一、六匁八分
梶木町町内困窮人手当米償割</p> <p>一、九拾壹匁
右同所右同断施行
錢わりシ^(十貫)メ^(二貫)文代</p> <p>一、九拾匁五分
右同所借屋拾軒へ施行
錢シ^(十貫)メ^(二貫)文代
但軒別イ^(二貫)メ^(二貫)文ツ、</p> <p>一、七拾壹匁貳分六厘
右同所丁代江合力金舟^(三)同加
役へ銀マ^(三)兩下役四人髮結老
人江式朱一片ツ、垣外番兩人江
錢サ舟^(五貫)文ツ、遣ス代</p> <p>一、七匁四厘
家守へ心附式朱一片代</p> <p>一、銀貳貫四百四拾五匁五分式厘
家方目錄江出ス</p> <p>大坂店持抱屋敷施行左之通</p> <p>一、貳拾三匁五分壹厘
白髮町困窮人江町内^(七)方
施行錢代わり</p> <p>一、七拾目貳分
右同所借屋貳拾六軒江
施行錢エ^(七貫八匁)メ^(三貫)チ舟^(三貫)文代
但軒別マ舟^(三貫)文ツ、</p> <p>一、拾四匁八厘
家守江心附金舟正代</p> <p>一、拾三匁貳厘
本天満町困窮人江町内^(七)方</p> |
|---|---|

- 施行錢代割
- 一、七匁四厘
- 一、四拾五匁
- 一、百拾九匁七分
- 一、拾九匁八分
- 一、拾四匁八厘
- 一、八拾日八匁分貳厘
- 一、拾四匁八厘
- 一、四拾五匁五分
- 一、百貳拾六匁七分
- 一、拾四匁八厘
- 施行錢代割
- 家守へ心付貳朱一片代
- 奈良屋町困窮人江町内方
- 施行錢割サ文代五匁
- 右同所借屋十九軒へ
- 施行錢シマ文マ文舟文代十二匁三匁
- 但軒別工舟文代七匁
- 右同所丁代へ錢工舟文七匁
- 下役兩人垣外番老人江
- 錢サ舟文ツ、合力錢七匁七匁
- 舟文代
- 家守へ心付金舟疋代百匁
- 山本町借屋九軒へ
- 施行錢ウ文代九匁
- 但軒別イ文メ文ツ、二匁
- 家守江心附金舟疋代百匁
- 古手町困窮人江
- 町中の方施行錢割サ文代五匁
- 右同所借屋拾四軒江
- 施行錢シツ文代四匁
- 但軒別イ文メ文ツ、二匁
- 家守へ心附金舟疋代百匁
- 一、貳拾目六分八厘
- 一、拾貳匁五分五厘
- 一、百四拾五匁六分
- 一、百四拾四匁八分
- 一、拾四匁八厘
- 一、三匁六分
- 一、拾八匁三分
- 一、九拾壹匁六分貳厘
- 一、五拾貳匁壹分八厘
- 一、百貳拾六匁七分
- 右同所丁代江貳朱一片下役兩人江錢サ舟文ツ、垣外番へ
- 錢サ舟文合力遣ス代五匁
- 江戸堀壹丁目町中
- 困窮人へ手当米儼割
- 右同所右同断施行錢割シカ文代十六匁
- 右同所借屋拾六軒
- 施行錢シカ文代十六匁
- 但軒別イ文メ文ツ、二匁
- 家守江心付金舟疋代百匁
- 高麗橋三丁目町内
- 困窮人手当米代割
- 右同所右同断施行錢割セ文代二匁
- 堂嶋壹丁目町内
- 困窮人手当米代割
- 右同所右同断施行錢代割
- 右同所借屋拾四軒へ施行錢シツ文代十四匁
- 但軒別イ文メ文代二匁

- 一、七匁四厘
- 一、式百四拾目

- 一、六百拾七匁八分式厘

- 一、七拾匁三分八厘

- 一、九匁壹分

- 一、拾八匁式分

- 一、銀貳貫貳百目式分六厘

新田下百姓施行左之通

但外村々々出作之百姓ハ不及施行候事

- 一、錢拾七貫 東新田百姓拾壹人
二百文 惣人前イメカ舟文ツ、

- 一、同六貫文 右同所六人
惣人前イメ文ツ、

- 一、銀貳拾目 右同所組頭
庄兵衛

家守江心附貳朱一片代

四郎兵衛町手当米償目

至而困窮之もの并丁代

下役番人等江合力米代

右同所借屋八拾六軒へ

施行錢カシチメチ舟文代 (六匁)

但軒別チ舟文ツ、

右同所支配人并丁代下役江

心附金サ舟正代 (五百)

伏見町中々困窮人へ

施行錢割イメ文代 (二匁)

右同所借屋式軒江施行

錢七メ文代 (二匁)

但軒別イメ文ツ、

大坂店持家方目録へ出ス

但外村々々出作之百姓ハ不及施行候事

- 一、錢貳貫文 中新田百姓式人
惣人前イメ文ツ、

- 一、銀拾五匁 右同所組頭
勘七

- 一、錢貳拾四貫文 西新田百姓十五人
惣人前イメカ舟文ツ、

一、錢拾四貫 右同所砂下
百姓九人(二貫六匁)

四百文 惣人前イメカ舟文ツ、

一、同貳貫文 右同所式人
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

一、錢壹貫六百元 中新田百姓
惣人

一、同貳貫文 右同所組頭
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

一、錢壹貫六百元 中新田百姓
惣人

一、同貳貫文 右同所組頭
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

一、錢壹貫六百元 中新田百姓
惣人

一、同貳貫文 右同所組頭
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

一、錢壹貫六百元 中新田百姓
惣人

一、同貳貫文 右同所組頭
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

一、錢壹貫六百元 中新田百姓
惣人

一、同貳貫文 右同所組頭
惣人前イメ文ツ、

一、銀七匁壹分 右同所妙唯
式朱一片代

一、同四拾目 右同所組頭
三右衛門
又兵衛

当店出入方施行左之通

- 一、銀百貳拾八匁壹分

比錢拾四貫文

儀兵衛

七人

惣人前七メ文ツ、

但小私方出目銀之内へ出ス

惣施行高

合銀七貫貳拾四匁八分九厘

右同所惣人

右同所組頭

權兵衛

右衛門

稲田村

次兵衛

規矩利作

右取扱候付心付

淺田弥右衛門

右同所

又兵衛

幸七

又兵衛

幸七

卯兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

儀兵衛

内

(二貫四百二十六文三分六厘)
(二貫四百七十五文五分)
(二貫二百六十二分六厘)
(八百二十四文六分五厘)
(百二十八文一分)

元方持抱屋鋪分
 御持分右同斷
 大坂店持右同斷
 新田分
 出入方之分

一、二郷町々并町人自分志有之惣会所へ差出候分、同所張紙
 二書記出候分左之通

- 一、錢五千貫文 玉水町 一、錢千貫文 今橋式丁目
- 一、錢三千貫文 米屋平右衛門 一、五拾貫文 町人老入
- 一、錢千五百貫文 辰巳屋 一、式拾貫文 大和屋亀吉
- 一、錢千貫文 上田三郎左衛門 一、五拾貫文 旅籠町
- 一、錢六百 瓦町老丁目 一、百貫文 堂嶋船大工町
- 一、錢六百 七拾貫文 町人老入 内(七十貫)文町人之内老入
- 一、錢五百貫文 山田屋五兵衛 一、五拾貫文 同中老丁目
- 一、錢百貫文 南久太郎町堀筋 外屋佐兵衛 一、百貫文 同中式丁目
- 一、錢七拾六貫 淡路町老丁目 一、式拾貫文 堂嶋裏町
- 一、錢七拾六貫 八百文 吉野屋町 一、式拾貫文 木屋兵助
- 一、錢式拾貫文 阿波屋与市 一、五拾貫文 同中町
- 一、錢五拾五貫文 南久太郎町 一、六拾貫文 曾根寄新地
- 一、錢式百貫文 町人老入 一、七拾貫文 老丁目
- 一、錢式百貫文 白子町 一、七拾貫文 有馬町

堂嶋新地老丁目
砂原
右同町
町人老入
町々差出候内
サシ文已下之分

一、錢三拾貫文 鍋屋三右衛門 一、七貫文 伏見屋彦兵衛
 一、錢八拾貫文 一、百貫文 堂嶋新地三丁目
 一、錢五拾貫文 弥左衛門町 一、五拾八貫文 同式丁目
 一、錢五拾貫文 天満拾老丁目 一、七百式貫
 又式拾四貫五百文 九百文

一、錢五拾六貫文 富嶋式丁目 一、五拾貫文 堂嶋新地四丁目
(百九千八百八十五貫二百)
 一、萬ツ仙ウ舟チシサセ舟文
 右之外追々惣会所へ差出候分委鋪不相知候

一、三郷困窮人惣会所江書出し高 五月廿日書出

竈数 五万六千式百三拾式軒
 人数 拾八万九千三百五人

惣会所ニおるて御割渡被下候所左之通

五月廿一日
竈

竈数老軒二付鳥目舟文ツ、御渡被遣候、尤困窮人
 書出し高余り多人数ニ相聞得候間、猶又得与相糺、
 極々困窮もの斗来ル廿五日迄書出候様被仰渡候、
 此竈数人数共不相知候

右之通被仰渡廿五日書上候ものへ廿八日左之通

竈数老軒二付鳥目百文
 人別老入ニ 同百四拾八文ツ、
 譬者老入住之ものハ 式百四拾八文
 式人住之者者 四百文

三人住之ものハ 五百四拾八文

其余ハ右ニ准シ人別老^一人二百四拾八文ツ、相増候事

右之通於惣会所相渡り候、尤年寄町代罷出請取歸り候事

一、天明八年申三月四日於東御役所去未年困窮人へ施行致候
ものへ御褒美被下置候処左之通

一、銀式枚宛 壹町中江 金三百疋方 大坂町人并近
但町数七拾五町 有之 郷之もの三十
老^一人

右従江戸表御下地之趣を以御褒美被下置候段両御奉行様御

立会ニ而被仰渡候、尤町々年寄月行司其外町人近郷之もの

何れ茂麻上下着罷出候、鴻池上田辰巳屋加嶋屋米平などハ

金^三マ舟疋ツ、被下置候由致伝承候事

